

資料

『祠部職掌雜纂 淑姫君様御宮参一件』

藩法研究会 丹波篠山班

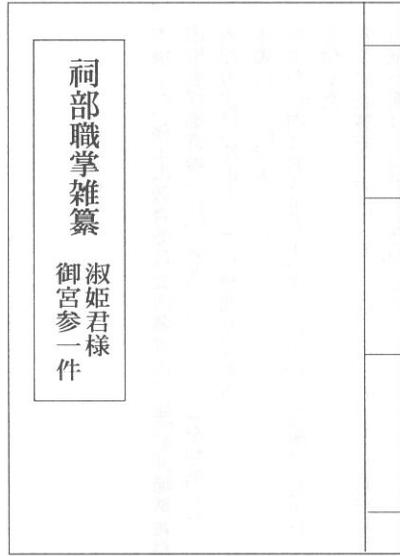
橋本久
牧田勲
山田勉

凡例

- 一 本稿では、篠山市教育委員会所蔵青山文庫『祠部職掌雜纂 淑姫君様御宮参一件』（祠部／六一ノ）を翻刻した。
- 一 表記方法は、原則として従来通りである。
- 一 朱書は、『』で表示した。
- 一 行末が行内におさまらず、次行にかかった場合、行末に「」を付した。
- 一 各丁の表裏を行末に「オ」「ウ」「オ」…のごとく表示した。
- 一 白紙の面は（白紙）と表示した。
- 一 「」および（）は原則として編者の注記である。

- 一 ただし註の引用史料にみえる細字を（）または「」で表示した箇所がある。
- 一 註に引用した『寛政重修諸家譜』は「寛」とし、『徳川諸家系譜』はそのまゝ表示した。いずれも続群書類従完成会刊本を利用した。
- 一 解題に引用した『徳川実紀』は吉川弘文館刊『新訂増補国史大系』本を利用した。
- 一 本書の複写・翻刻にあたって篠山市教育委員会および畑治男名誉館長にいつもながら多くの御配慮をいただいた。あらためて謝意を表する。
- 一 本稿も橋本が担当した。

〔表紙〕



(縦27.3cm×横19.8cm)

〔朱印〕

篠山文庫

成
正月廿八日

- 一 丹波守殿於新番所前溜御逢、
- 淑姫君様當三月中、山王江御宮参被遊候、為心得
- 相達候旨、口上三而被仰聞候、
- 一 於

御城左之書付老通、御目付神保喜内ノ受取、

ヒル

寺社奉行衆

此度

淑姫君様山王江御宮参御用、拙者共取扱可
申旨被 仰渡候、右ニ付山王社地御取建之
場所等之義為見分相越候義茂可有御座候、
此段為御心得御達申上置候、猶又見分相越候
日限等之義者追而御達可申上候以上、

〔二才〕

正月

神 保 喜 内
平 賀 式 部 少 輔

〔二才〕

二月九日

山王別當

依召参上、

観理院権僧正

右罷出候ニ付、於評席左之通口上三而申渡、

淑姫君様當三月中、山王江
御宮参被遊候為心得、此段申達候、

但去月廿八日丹波守殿ノ御沙汰有之候得共、
 右者此方江心得迄ニ被仰聞候儀ニ而、追而表立
 以御書付被 仰出候儀ニも可有之哉、難
 相分候付、山王別當・神主へも不申達、昨日
 御右筆組頭佐藤又八郎へ承合候所、追而
 以御書付被 仰出候者御日限等極候上之
 儀ニ而、其後御修復もの等願出候而者御間ニ
 合兼候間、右別當・神主へも為心得申達候
 様ニとの御含ニ候段申聞候間、今日右之通申渡候、
 一 右畢而、於別之席左之趣以役人申達、
 此度

淑姫君様御宮參御用、御目付神保喜内・
 平賀式部少輔取扱候間、御取建場所為
 見分罷越候義も可有之候、此段兼而申達
 置候、
 左之書付老通・帳面二冊兼而調置候由ニ而差
 出、

〔二ウ〕

印	寛政二年	山王御宮廻御修復願帳	印
	戊 二月		

⊗ 此印之帳面可認事、

〔三オ〕

印	寛政二年	山王御宮御疊御修復願帳	印
	戊 二月		

此□書付相見不申候付御進達之通可認
□朱書之所ハ屋はり墨書ニ可認事、

〔三ウ〕

觀理院権僧正
樹下 内膳正

○ 此印之書付可認事

右役人請取之、但装束之儀者
萬次郎殿御宮參之節不相願趣ニ付、此度も
見合候様申聞、追而差戻候事、

〔四オ〕

同日

一 丹波守殿於溜御逢、左之口達書御渡、

覚

淑姫君様御宮參御日限、三月十八日より
同廿五日迄之内吉辰二日程、御門主より
被仰開候様、上野執當江可被達候事、
二月十日

〔四ウ〕

一 依召參上、

上野執當
願 王 院

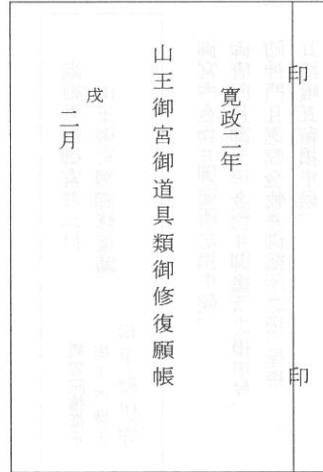
右罷出候付、於評席左之通申渡、
但相望候付、手扣書付相渡遣、

淑姫君様御宮參御日限、三月十八日より
同廿五日迄之内吉辰二日程、御門主より
被仰開候様、丹波守殿被仰開候事、

一 左之帳面沓冊持參、

山王社僧
長 命 院

〔五オ〕



△ 此印之帳面可認事、
右役人請取、

〔五乙〕

同十一日

上野執當
願王院

右
淑姫君様御宮参御日取書付持参、於評席

直請取、

同十二日

昨日願王院持参いたし候御日取書付写今
朝 御城江持出、掛り御右筆組頭佐藤又八郎へ
懸合候處、同人心附之義有之候付、退出後
願王院召呼、其段以役人申達、

〔六才〕

同十三日

上野執當
願王院

右昨日御日取書付之儀ニ付、申合候趣を以取
調、尚又書付差出候付、役人請取之、
今日御用有之、立合出席不致候段、同役衆へ
以表 手紙申遣、
丹波守殿江 直達、

〔七才〕

淑姫君様
御宮御参詣御日取

淑姫君様
御宮御参詣吉辰

三月十八日
三月廿三日

以上

〔七之〕

丹波守殿江三通
越中守殿江壹通
以佐藤又八郎進達、

淑姫君様御宮参二付
山王御宮廻御修復願
觀理院權僧正
樹下内膳正
松平紀伊守

- 御宮内金物并御塗所之損申候、
- 御唐門且御玉垣金物并御塗所之損申候、
- 随神門且廻廊金物并御塗所之損、屋根瓦漆喰瓦留損申候、
- 仁王門且塀金物并御塗所之損、屋根瓦

漆喰瓦留損申候、

脇堂社撞樓鼓樓上下御供所且手水屋

金物并御塗所之損、屋根瓦漆喰留損申候、

洞樋式ヶ所損申候、

左右箱樋并付庇損申候、

所々制札拾六本古ひ申候、

所々木戸門拾ヶ所損申候、

表坂左右之角矢来金物并御塗損申候、

御成坂練土且左右角矢来板矢来并

木戸門損申候、

井戸五ヶ所損申候、

二之鳥居前石橋駒寄矢来并社僧入口

駒寄矢来損申候、

表御門下馬札古ひ申候、

表御門金物并御塗損、屋根瓦漆喰損申候、

裏御門金物并御塗損、番所屋根瓦漆喰損申候、

右四年以前未年御修復御座候、

右者此度

淑姫君様御宮参 御沙汰二付、御見分之上、御修

復被 仰付被下候様奉願候、

二月

觀理院權僧正
樹下内膳

〔八之〕

〔八才〕

淑姫君様
 山王御宮廻御足砂利道造願
 観理院権僧正
 樹下内膳
 松平紀伊守

〔九才〕

淑姫君様
 山王御宮其外諸疊薄縁御修復願
 観理院権僧正
 樹下内膳
 松平紀伊守

一 御白砂并御唐門ノ
 御成坂上護摩堂神楽所前通迄御足砂
 利奉願候、
 一 仁王門下ノ表御門迄并ニ裏御門通道造奉願候、
 右者此度
 淑姫君様御宮参 御沙汰ニ付、御見分之節、足砂
 利道造被 仰付被下候様奉願候、

〔九ウ〕

二月
 観理院権僧正
 樹下内膳

- 一 御内陣 七 疊
 『右三年以前中年内老疊御縁替御座候』
- 一 御外陣 七 疊
 『右者酉年内老疊御表替、三疊半御縁替御座候』
- 一 御階上薄縁 三 枚
 『右者酉年内老枚御取替、式枚御縁替御座候』
- 一 御幣殿 三 拾 疊
 『右者酉年内九疊御表替、七疊御縁替御座候』
- 一 北籠所 拾 八 疊
 『右者酉年内三疊御表替、四疊御縁替御座候』
- 一 南籠所 拾 八 疊
 『右者酉年内六疊御表替、四疊御縁替御座候』
- 一 御掾側 式 拾
 『右者酉年内八疊御表替、四疊半御縁替御座候』
- 一 當番所 九 疊
 『右者酉年内五疊御表替、老疊半御縁替御座候』
- 一 外番所 式 疊
 『右者酉年内五疊御表替御座候』
- 一 御演掾薄縁 四 枚 續
 式 枚
 『右者酉年御出来御座候』
- 一 石段續薄縁 老 通

〔一〇才〕

- 一 『右四年以前未年御出来御座候』
御鉦打下薄縁 六枚續 式枚
- 一 『右四年以前未年御出来御座候』
御鉦打下より御唐門迄薄縁 八枚續 三枚
- 一 『右四年以前未年御出来御座候』
白砂左右薄縁 三枚半續 式枚
- 一 『右四年以前未年御出来御座候』
御用薄縁 百枚 [二一才]
- 一 『右四年以前未年内四拾五枚御出来御座候』
廊下 拾三畳
- 一 『右者酉年内四畳御表替、式畳御縁替御座候』
上御供所 式拾五畳
- 一 『右者酉年内拾畳御表替、三畳半御縁替御座候』
下御供所 四拾六畳
- 一 『右者酉年内式拾六畳御表替、五畳御縁替御座候』
禮盤膝着半畳共 拾八枚
- 一 『右者酉年内膝着四枚、八角座老枚御取替二御座候』
葉師堂 五畳 [二一才]
- 一 『右四年以前未年御表替御座候』
護摩堂 式拾畳

一 『右四年以前未年御表替御座候』
觀音堂

一 『右四年以前未年御表替御座候』
神樂堂

一 『右四年以前未年御表替御座候』
庚申社

一 『右四年以前未年御表替御座候』

二月 十八日 [二一才]

一 自分退出後、丹波守殿以專阿弥、周防殿江護渡候御書付、
同人以直書形引送来、

寺社奉行江

来月廿三日山王江

淑姫君様御宮参可被遊旨被 仰出候間、可被得其意候、

二月

右書御書付例之通朱書入寫老通ツ、同役衆へ以下る紙配之、

山王神主

依古参上

樹下内膳

〔一三〇〕

右罷出候付、於評席御書付写直相渡、

但、卷上者除之、

同十九日

一 丹波守殿江三册老袋 以尾嶋鍋三郎進達、
越中守殿江老册老袋

淑姫君様御宮参二付
山王御宮其外諸道具御修復願
親理院權僧正
樹下内膳
松平紀伊守

同廿日

〔一三〇〕

一 昨日御右筆尾嶋鍋三郎好ミ二付、山王別當
神主相糺、左之通書取、今日持出、同人江相達、

松平紀伊守

尾嶋鍋三郎殿

萬壽姫君様御宮参二付御修復御道具類
為見分罷越候名前

御留守居

大久保對馬守

伊丹兵庫頭

御作事奉行

丸毛中務少輔

右支配之者共

御目付

曲渕勝次郎

永井伊織

右支配之者共

御廣鋪御用人

建部山城守

〔一三一〕

新家市正

御疊奉行

増田佐平次

右手代之者共〔二四才〕

神寶方

横澤弥左衛門

右手代共

萬次郎殿宮参之節、右同断、

御目付

安部 式部

神尾伊兵衛

奥之衆

鈴木對馬守

日根野織部

上原与右衛門

嶋 角右衛門

大屋 頼母

岡村弥右衛門

山口他之助

寺嶋藤兵衛

御作事下奉行

石渡善次郎

御疊奉行

竹嶋源大夫

右手代共

右之通御道具御修復前見分有之候旨、

觀理院権僧正・樹下内膳申出候事、

二月

〔二五才〕

同廿二日

一 丹波守殿御渡候御書付写老通、為心得相達候

由二而、

御目付平賀式部少輔ノ請取、

松平紀伊守江

此形常例

来月廿三日山王江

淑姫君様 御宮参被遊 帰御之節

民部卿殿亭江 御立寄可被遊段被 仰

出候間、被得其意、向々江可被談候、

二月

〔二五才〕

同廿三日

御宮参為御祝儀
献上物願書持参、

山王別當

觀理院權僧正

右之通差出候所、

萬壽姫君様御宮参之節之例ニ而、此度之

御取扱向とハ齟齬いたし候付、認直差出候様
申達、

同廿四日

一 左之手紙評定所へ到来ニ付、帰宅後返書差遣、

〔二六才〕



山王御宮参ニ付神宝方御道具其外御
修復見分并御取建場所等為見分向々申
談、明後廿七日罷越申候、尤觀理院江相揃候
心得ニ罷在候、伏之御達申上候以上、

二月廿五日

平賀式部少輔
神保喜内

松平紀伊守様

追啓御使ニ而申上候間、上書殿文字相用
申候以上、

〔二六才〕



山王御宮参ニ付神宝方御道具其外御
修復見分并御取建場所等為御見分
向々御申談、明後廿七日御越之由、尤觀理院
御揃候御心得之旨、御紙面之趣令承知候
以上、

二月廿五日

松平紀伊守

〔二七才〕

神保喜内様
平賀式部少輔様
尚以御端書之趣令承知候、是も殿文字相
用申候以上、

同廿六日

山王社家

一 依召參上 小川織部

右罷出候付、明日神宝方御道具其外并御取
建場所等為見分、向々申談、御目付神保喜内・
平賀式部少輔罷越候段、以役人申達候、且前々
見分之節掛合料理等差出候由、此度者茶・
多葉粉之外差出申間敷旨申渡有之候様
いたし度段、今朝於
御城、神保喜内申間候間、其段も以役人申達、

〔二七之〕

三月朔日

一 左之書付持參、 山王社家 小川織部

観理院権僧正
樹下内膳正

〔二八才〕

覚

御札守 御布 一箱
御祓守 千鯛 一箱
観理院権僧正
樹下内膳正

右者来ル廿三日
淑姫君様 御宮參被為濟候節、為御祝儀獻上仕
度奉願候以上、

戊辰 三月

観理院権僧正

樹下内膳

右役人受取之、

三月三日

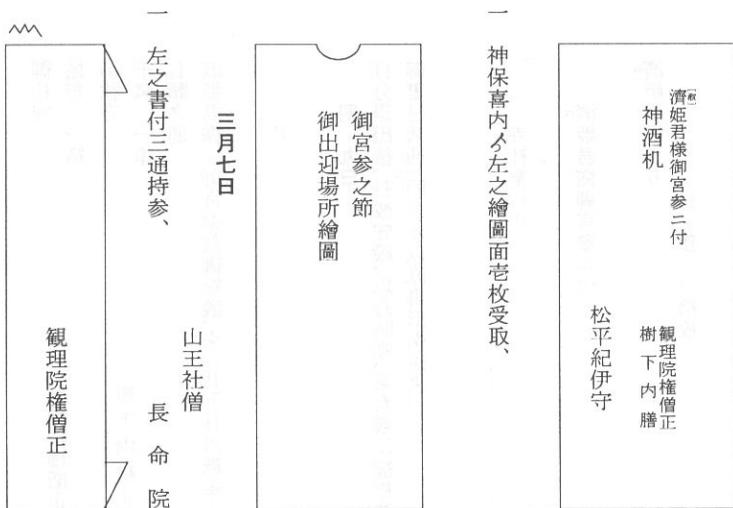
〔二八之〕

一 丹波守殿江直達、同五日承附之趣、尾嶋鍋三郎を以被仰聞
承附いたし、同七日御同人江以同人再達、

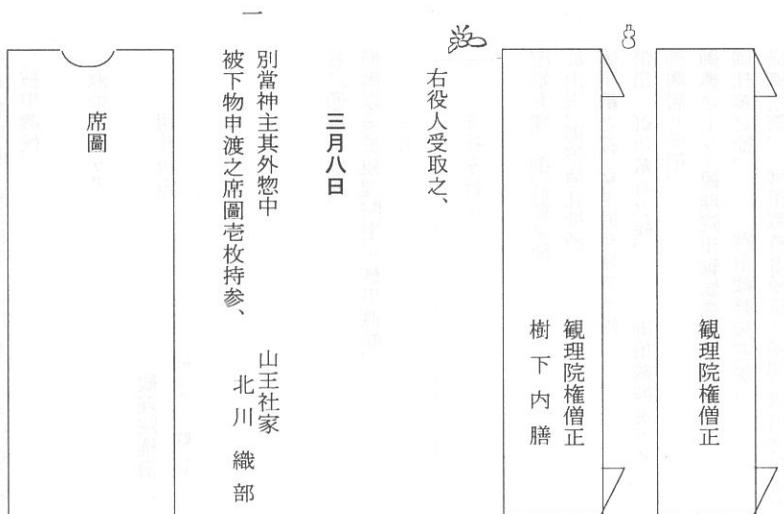
〔取〕 濟姫君様御宮參為御祝儀
山王別當神主差上物願之義申上候書付
書面何之通、来廿五日差上物
仕候様可申渡旨被仰聞、承知仕候、
戊辰三月五日 松平紀伊守

〔二九才〕

一 丹波守殿江三通 以 進達
越中守殿江老通



二九之



二〇之

二〇之

右役人受取之、左之書付相渡、

〔二一才〕

御札守

昆布 一箱

觀理院權僧正

御祓守

干鯛 一箱

樹下内膳正

右願之通、

淑姫君様 御宮參為御祝儀、来ル廿五日可被差上候、

三月

同 九日

自分退出後、丹波守殿、以丹阿弥、采女殿江被相渡候
御書付式通、同人々以直書形引送来、

〔二二ウ〕

寺社奉行江

濟姫君様御宮參二付

濟姫君様より

白 銀 三拾枚

右之通山王江御備被遊候、御先江相越候御留守居

持參、觀理院江相渡候筈ニ候間、先達而相備置候様可致旨
可被申渡候、

〔二二才〕

淑姫君様与里

銀廿枚宛

觀理院權僧正

樹下内膳正

同五拾枚

惣中

右之通被下候間、

歸御以後於觀理院宅可被申渡候、

三月

寺社奉行江

〔二二ウ〕

淑姫君様 御宮參之節、

於山王、御笹清且神酒

御頂戴之義、女中取斗候筈ニ候、

幣帛 御頂戴有之候、 御頂戴被遊方者

御輿居り候節、

御輿之上与り觀理院相勤候様被申渡候、

御社參之節、 御頂戴難被遊候へ、

歸御之節、 御頂戴被遊候筈ニ候間、御留守居より案内次

第、相動候之様、是又被申渡候、

三月

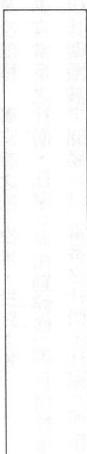
右御書付写老通、例之通朱書入、同役衆江配之、

一 依召参上、

山王別當

観理院権僧正 〔三才〕

右、罷出候付、左之書付二通於評席直相渡、



淑姫君様 御宮参二付、

淑姫君様ノ

白 銀 三拾枚

右之通山王江御備被遊候、御先江相越候
御留守居持参、観理院江相渡候筈二候間、先
達而相備置候様可被致候、

三月

〔三才〕



淑姫君様 御宮参之節、

一 於山王、御笹清且神酒

御頂戴之義、女中取斗候筈二候、

一 幣帛 御頂戴有之候、 御頂戴被遊方者

御輿居り候節、

御輿之上与里、観理院可被相動候、

御社参之節、 御頂戴難被遊候ハ、

帛御之節、 御頂戴被遊候筈二候間、御留守居より
案内次第可被相勤候、

三月

三月十日

山王社僧

成就院

一 左之書付式通持参、



観理院権僧正



観理院権僧正

〔三四才〕

右、役人請取之、

同十一日

山王社家

千勝主水

左之書付三通持參、

觀理院權僧正
樹下内膳正

寛

来ル廿三日

淑姫君様 御宮參二付、投米・投錢之義、社僧・社家二三才

二而相勤候哉、奉伺候、

萬次郎様 御宮參之節、投米・投錢之義、

御宮當番之社僧・社家二而相勤候様、御目附神尾

伊兵衛殿被申開候三付、當番之社僧・社家二而相勤申候、

此度も當番之社僧・社家二而相勤候義二候哉、

千代姫君様 御宮參之節も、

萬次郎様 御宮參之節之通相心得、刻限之義御

目付へ承合、寺社御奉行鳥居伊賀守殿被仰渡候、

萬壽姫君様 御宮參之節も、投米・投錢之義、御

徒目付へ受取、當番之社僧・社家二相勤申候、尤

御成前 蒔候事二御座候、

〔二五之〕

三月

觀理院權僧正
樹下内膳正

寛

山王御境内別當・神主表通長屋其外都而窓蓋之義、先達而御見分御座候節、御目付方江承合候処、此度者

此度者

萬治郎様 御宮參之節之通二候間、窓蓋二者及

不申候、簾掛置可然旨被申開候得共、為念御伺

申上候以上、

三月

觀理院權僧正
樹下内膳正

樹下内膳正

〔二六才〕

来ル廿三日

淑姫君様 御宮参御當日、前々之通、仁王門迄罷出、御目見仕候様、奉願候以上、

戊三月

樹下内膳正

〔二六之〕

三月十二日

丹波守殿江以尾嶋鍋三郎進達、

淑姫君様

御宮参之節神酒出置候場所之儀申上候書付

觀理院權僧正

松平紀伊守

御進達留見合書入之事、

〔二七之〕

御宮参之節神酒差置候場所圖

松平紀伊守

一 自分退出後、平賀式部少輔々被受取候由ニ而、左之書付老通、周防殿々以直書形引送来、

松平紀伊守殿

御宮参ニ付、山王神前ニ掛有之候

御正躰者其俣差置、増綱掛置、鰐口者は

つし置候積、伺相済申候、依之御達申上候以上、

三月

神保喜内
平賀式部少輔

〔二七之〕

三月十三日

一 左之書付持参、

山王社家

千勝主水

〔二八之〕

樹下内膳正

〇〇此印之書付可認、

右役人請取之、廿三日者忌明ニ付、
御宮參之節諸事差支無之哉之段相尋
候所、差支無之旨申聞候、尤月番へも相届候由ニ付、
此方ニ而者取扱向無之、

〔二八ウ〕

三月十四日

丹波守殿江以尾嶋鍋三郎進達、即刻承附候様被仰
聞、承附いたし、翌十五日御同人江以同人再達、

淑姫君様

御宮參之節山王神主平伏罷出度願之儀申上候書付

書面

戌三月十四日

松平紀伊守

御進達留見合書入之事、

〔二九オ〕

尾嶋鍋三郎江為心得、左之書付相達、

御進達留見合書入之事、

一 松平織部正ノ左之書付受取、

松平紀伊守殿

松平織部正

淑姫君様山王 御宮參ニ付御神前并

御唐門前後棧橋

此跡諸向々達書見合

〔二九ウ〕

書入候事、

山王社家

一 依召參上、

右罷出候ニ付、左之書付ニ通以役人相渡、

小川 織部

樹下 内膳

右願之通、

淑姫君様 御宮參之節、仁王門脇江罷

出平伏可有之候、

三月

〔三〇キ〕

淑姫君様 御宮参之節、神前掛有之候
御正躰者其俣差置増綱掛置、鱧口者は
つし置候積ニ候間、可被得其意候、

三月

三月十五日

一 丹波守殿江以尾嶋鍋三郎進達、同十六日承附候様被
仰聞、承附いたし、翌十七日御同人江以同人再達、

淑姫君様
御宮参之節蒔錢蒔米其外山王別当相伺候書付
松平紀伊守

御進達留見合書入之事、

例書
松平紀伊守

[三〇六]

一 神保喜内へ左之絵圖面壹枚相達、

山王別當神主拝領物席圖
神保喜内殿
平賀式部少輔殿
松平紀伊守

三月十七日

一 大屋遠江守へ左之書付壹通相達、即刻下ヶ札ニ而挨
搦有之、

大屋遠江守殿
松平紀伊守

此度
淑姫君様 御宮参之節、御宮廻有之候哉、
此跡諸向へ達書見合事、

御宮廻御座候、
大屋遠江守

[三〇七]

[三〇八]

三月十九日

一 平賀式部少輔之左之書付三通受取、

〔三三才〕

松平紀伊守殿江

来ル廿三日山王 御宮参之節、

一 御道筋江十五歳以上 此跡諸向より達書書入之事、

三月十五日

山王社僧

一 依召参上、 成就院

右罷出候付、左之書付以役人相渡、

松平紀伊守

一 蒔錢

一 蒔米

右二之鳥居ノ御唐門迄之間、社僧・社家之内蒔可申事、

〔三三ウ〕

一 本地能

右奥ノ之場所引渡相濟候上、於御幣殿

執行可致事、

一 御神樂

右本地供同時於御拜殿相始可申事、

右之通可被相心得候、

三月

〔三三才〕

三月廿日

大屋遠江守 相達、

神保喜内

黄之ヒル札

松平紀伊守

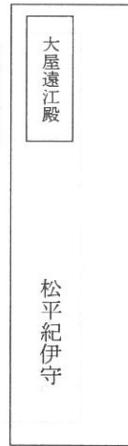
一 蒔錢・蒔米刻限之儀者、御目付衆ノ差圖次第

仕、御當日

此跡諸向之達書留見合書入之事、

一 大屋遠江守へ相達、

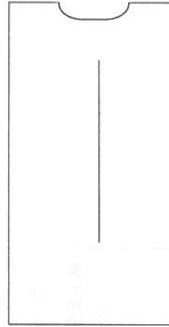
〔三三ウ〕



来ル廿三日

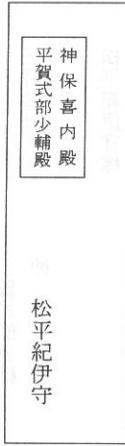
御宮参之節、神酒御頂戴之儀、女中取斗

此跡諸向へ達書見合之事、



一 神保喜内へ相達候所退出後下ケ札いたし、手紙相添差越、

〔三四才〕



前々

御宮参之節、人形見せ——、此跡諸向へ達

書書入之事、



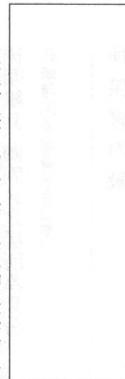
此印之所へ可認、

一 依召参上、

右罷出候付、左之書付相渡、

山王社家
千勝 主 水

〔三四才〕



淑姫君様 御宮参之節、御先番御徒頭
組共固メ之場所為見分候、廿一日可罷越、
且御賄御酒後、神酒御用ニ付、是又明日場所
為見分可罷越間、可被得其意候、

三月

一 神保喜内・平賀式部少輔へ左之書付三通手
紙相添差越、

〔三五才〕



山王御道具類御修復之儀ニ付、別紙式通御達申上候、承御附被成被遣候様奉存候、且別紙老通御達申上候以上、

三月廿日
平賀式部少輔
神保喜内

松平紀伊守様

追啓御使ニ而申上候間、上書殿文字相用申候以上、

〔三五之〕

戊三月廿日 松平紀伊守承
奉承知候、
戊三月廿日 松平織部正

丹波守殿
松平紀伊守

〔三六才〕

諸向ノ違書留見合之事、

越中守殿
丹波守殿
伊豆守殿
江上ル

神保喜内
平賀式部少輔

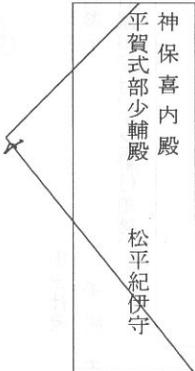
諸向ノ違書見合之事、

松平紀伊守殿

淑姫君様山王 御宮参之節、御先達而御徒頭組共、御固メ之場所為見分、此跡諸向ノ違書見合之事、

〔三六之〕

神保喜内殿
平賀式部少輔殿
松平紀伊守



山王御道具類御修復之儀ニ付、御別紙式通被差越、承附いたし可進旨、被御申越候趣令承知候、則承附いたし、被遣候書付式通令返却候、且御別紙壹通御達令落手候以上、

三月廿日

松平紀伊守

〔三七才〕

神保喜内殿

平賀式部少輔殿

猶以御端書之趣令承知候、是夕も上書殿文字相用申候以上、

一
左之書付持参、

上野執當

佛頂院

佛頂院
願王院

来廿三日

淑姫君様 御社参被為

濟候ハ、

公方様 御臺様

姫君様江日光御門主より御祝儀被進物被成

〔三七才〕

度思召候、此段奉伺候、

三月

佛頂院
願王院

御門主ノ

公方様江一種、明後廿五日

被差上、其外被差上物ニ

不及旨可被申上候、

〔三八才〕

宝曆十二年九月

万壽姫君様 御社参之節、御祝儀随宜楽院

宮御方ノも

公方様 御臺様

万壽姫君様江一種宛被進之候、此度新宮

御方之例如何仕可然哉、此段御差圖

奉伺候、

三月

佛頂院
願王院

新宮ノ

公方様江一種、明後廿五日差上候者、

外江差上物ニ不及旨可被申違候、

〔三八才〕

右役人請取之、

三月廿一日

山王社僧

長 命 院

右罷出、昨日御作事方々山王御正躰江縷繩掛
候儀ニ付申出候趣有之、委細御目付衆へ御掛合

ニ而相分候間、爰ニ略、

平賀式部少輔へ相達候所、退出後下ケ札いたし、
手紙添差越、

〔三九才〕

神保喜内殿
平賀式部少輔殿

松平紀伊守

昨日御作事方々山王

御正躰増繩掛候間、社僧立合候所縷繩

掛候趣ニ付、御正躰——、此跡諸向

違書留見合書入之事、

一 丹波守殿直御渡候御書付、左之通、

寺社奉行江

明後廿三日山王江

淑姫君様御宮參ニ付、

御先江何茂之内一人可被相越候、

〔三九才〕

三月廿一日

寺社奉行江

明後廿三日山王江

淑姫君様御宮參被遊候、右之段御門跡江

可申上旨、執當江可被達候、

〔四〇才〕

三月廿一日

寺社奉行江

寺社奉行

忝人

明後廿三日五半時紅葉山
御宮江 御使之心得ニ而
御城江罷出可被在之候、
三月廿一日

一 右御書付例之通朱書入、同役衆へ彥通ツ、
配之、
一 平賀式部少輔々左之書付二通受取、

松平紀伊守殿

淑姫君様 御宮参之節、御先詰并供之
面々江吸物・御酒被下候——、此跡諸向々
違書見合之事、

淑姫君様 山王
御宮参之節、

下 乘 所

山王

〔四〇乙〕

〔四一才〕

一 表門前
—— 此跡諸向々違書見合之事、

一 依召参上、
右罷出候付、左之通於評席申渡書付
相渡、
上野執當
佛 頂 院

明後廿三日山王江
淑姫君様 御宮参被遊候、右之段日光
御門跡江可被申上候、

〔四一乙〕

三月廿一日

一 依召参上、
右罷出候付、左之書付以役人相渡、
山王社僧
長 命 院

此度
御宮参之節、御宮廻有之候事、

〔四二才〕

- 一 別當・神主表通長屋其外都而窓蓋三不及候事、
- 一 堀内人形見せ者飾置商人へ引拂可申事、

三月

三月廿二日

一 丹波守殿江尾嶋鍋三郎を以進達、同廿三日御附札被成以專阿弥御下ケ、

〔四二之〕

御進達留見合書入之事、

淑姫君様

御宮参御祝儀被差上物之儀申上候書付

上野執當
佛頂院
願王院

松平紀伊守

例 書

松平紀伊守

- 一 丹波守殿以春阿弥御渡候御書付、左之通、

寺社奉行江

〔四三才〕

明廿三日

淑姫君様山王江御宮参被遊候五半時之御供觸三候之間、可被得其意候、

三月廿二日

右御書付例之通朱書入写老通ツ、同役衆へ配之、

一 依召参上、

山王社家

千 勝 主 水

右罷出候三付、丹波守殿御渡候御書付写老通

〔四三之〕

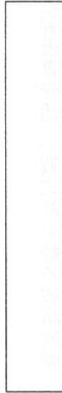
卷上
なし 以役人相渡、

- 一 平賀式部少輔々左之書付老通受取之、

一 銀式拾枚宛

観理院権僧正
樹下内膳

淑姫君様御宮参之節、



此跡諸向々違書見合之事、

拂方御納戸組頭
入戸野十五郎
同御輿衆



一 御納戸頭々左之書付二通受取之、

此跡諸向々違書見合之事、

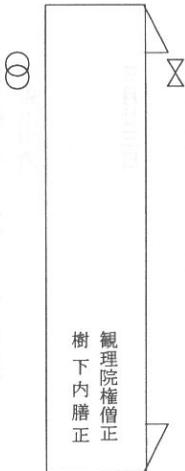
一 五時江二三寸前御登 城、五時頃、右之間々

備前守殿規定

松平紀伊守殿江



〔四四才〕



観理院権僧正
樹下内膳正



観理院権僧正
樹下内膳正

此印之書付可認

〔四五才〕

一 左之書付四通持参、

右 同人

壱通卷上
なし 以役人相渡、

一 依召参上、

千勝 主 水

右罷出三付、今日丹波守殿御渡候御書付写

此跡諸向々違書見合之事、

山王社家

〔四四之〕

觀理院權僧正
樹下内膳正

一 左之御道書老通、平賀式部少輔少被請取候
由二而、宋女殿以下手紙到来、

〔四五ウ〕

淑姫君様

山王御宮參御道筋

御廣敷々御裏御門、梅林坂御門、平川口御門、
竹橋御門、吹上 上覽所前通、半蔵御門
外、左江御堀端通、三宅能登守屋鋪前
脇、井伊掃部頭屋敷後通、勝田主計屋
敷前脇左江、小堀土佐守屋敷脇前、夫々
山王表門、 帰御・出御御道筋之通、竹橋
御門、一ッ橋御屋形表門より被為 入
帰御、平川口御門、夫々
出御御道筋之通、

〔四六オ〕

但右御道筋、寺社無之候付、御道觸者月番々も
不差出相濟、

三月廿三日

一 六半時前出宅、熨斗目・半袴着、山王江為御

〔四六ウ〕

先詰罷越 刀番兩人服紗小袖
麻上下着用為致候、直三、

御宮見分いたし、別當・神主茂相詰居候ニ付、
帰御以後申達茂有之間、内膳儀も觀理院江
罷越候様申達、觀理院部屋取之所へ罷越、扣
罷在候所、京極備前殿被見候由、平賀式部少輔
申聞候間、護摩堂前江罷出、
御宮見分いたし候趣申達、同人ニ茂見分被
致、觀理院へ被罷越候ニ付、自分も同院江罷越、
半蔵御門之注進ニ而、平賀式部少輔同道、
護摩堂前江罷出、
通御之節、平伏いたし、夫々廻廊・休息所へ
相越居候所、
帰御之様子ニ付、初之場所へ罷出、平伏、右
相濟、觀理院江引取、其後拜領もの申渡、宜
候旨、平賀式部少輔申聞候ニ付、圖之如く
着座、觀理院・樹下内膳一同罷出、拜領物

〔四七オ〕

被 仰付候段申渡、兩人共退去、夫々銀臺役僧

持出、國之内、觀理院罷出頂戴、銀臺役僧引、

次二樹下内膳同斷、式量目、國之内、兩人一同罷出、畢而別段

兩人罷出、惣中江之拝領もの申渡、銀子 相濟、
不差出

直ニ登 城、中之間へ罷出、万端無御滞相濟候旨、

丹波守殿江申達、於芙蓉之間、御吸物・御酒頂戴

右京殿ニも今日紅葉山

御使被相勤候ニ付、是又同席ニ而頂戴、八時過退

出、

山王社家

一 左之書付持參、

ス△此印之書付可認事、

右、役人請取之、

上野執當

一 依召參上、

佛 頂 院

右罷出候ニ付、此間差出候日光御門主・同

新宮々被差上物伺書江附札いたし、於評席

直相渡、

但附札ハ前ニ記置、

三月廿四日

〔四八才〕

一 今日於

御城、左之書付老通專阿弥へ相達、

御同朋頭衆江

松平紀伊守

御札守

山王別當

昆布 一箱

觀理院權僧正

此跡諸向へ達書留見合書入之事、

(白紙)

〔四九才〕

(白紙)

〔四九才〕

(白紙)

〔五〇才〕

(白紙)

〔五〇才〕

- 御宮内、惣躰金物所々損、御塗所々少々宛損相見申候、
- 御唐門并御玉垣、惣躰金物所々損、御塗所々少々宛損相見申候、
- 随神門并廻廊、惣躰金物所々損、御塗損相見申候、
- 屋根瓦漆喰瓦留損申候、
- 仁王門并塀、惣躰金物所々損、御塗損相見申候、屋根瓦漆喰瓦留損申候、
- 脇堂社撞樓・鼓樓・上中御供所并手水屋、惣躰金物所々少々宛損、御塗損相見申候、屋根瓦漆喰損申候、
- 御白砂并御唐門、御成坂上護摩堂・神樂所前通迄御足砂利奉願候、
- 銅樋式ヶ所塗損相見申候、
- 左右箱樋付庇少々損相見申候、
- 所々制札拾六本古心相見申候、
- 所々木戸門拾ヶ所所々少々宛損申候、
- 表坂左右角矢来、御塗・金物少々宛損申候、
- 御成坂練土損、左右角矢来・板矢来并木戸門少々損相見申候、
- 井戸五ヶ所、所々損申候、
- 仁王門下、表御門迄并裏御門通、道造奉願候、
- 二之鳥居前石橋・駒寄矢来、社僧入口駒寄矢来損申候、
- 表御門下馬札古心相見申候、
- 表御門惣躰金物・御塗少々宛損、屋根瓦漆喰損

〔五一才〕

- 相見申候、
- 裏御門惣躰金物・御塗少々宛損、并番所屋根瓦漆喰〔五二ウ〕損申候、
- 右四年以前未年、御成前御修復御座候御場所ニ御座候、
- 右者此度
- 淑姫君様御宮參御沙汰ニ付、御見分之上御修復被 仰付被下候様奉願候、
- 寛政二庚戌年二月
- 樹下 内膳正 印
- 觀院院權僧正 印
- 寺社 御奉行所
- (白紙) 〔五二ウ〕
- (白紙) 〔五三ウ〕
- (白紙) 〔五三ウ〕
- 御幣綱 式 正
- 御幣筒 四 通
- 御膳器皆具 三 社分

〔五三ウ〕

白木御幣串	拾四本
御香爐	三通
御盃臺共	三通
御高杯 本三共	九膳
御燭臺真切真溜共	六本
御瓶子	三對
白木三方	拾式膳
御膳 圍	三枚
御膳八足机	三脚
減金小幡	式流
狛犬臺共	式疋
五行八神机御幣串并御幣立共	式脚
歌仙	三拾六枚
御幣机皆具	式脚
塗三方	式膳
大麻筒	式ツ
御神酒覆臺共	式通
御長柄鋤	式通
猿形神皆具小袖共	式鉢
常燈籠臺共	式對
佛具皆具	式面
常香盤臺共	式基
修法壇脇机卓圍并禮盤共	式通
菊燈ほんほり共	式對

〔五四之〕

〔五四才〕

法華經晨昏誦經皆具箱共	式通
磬皆具	式通
洗米箱	式
被机皆具外箱共	式脚
御神樂机皆具	式脚
御神樂道具皆具装束共	式通
燭臺ほんほり共	式通
京幡皆具	八流
庭幡皆具	式拾流
塗盥湯次手拭懸共	式通
六枚屏風 大小	三雙
罽口	三
挾箱皮籠并桐油共	四
式枚屏風	式雙
硯箱皆具外箱共	三通
茶碗	三拾
茶臺	五
茶筍筒	式通
風呂釜共	式通
御膳長持	三棹
水桶	式
多葉粉盆	拾面
喜世留	式拾對
燭臺ほんほり共	式拾本

〔五五才〕

資 料

鐵行燈	五ツ	[五五之]
手水桶	壹ツ	
塵取	五ツ	
手燭	五本	
御膳臺	三脚	
御膳戸棚	壹通	
菓鐘大小	貳ツ	
火鉢	六ツ	
火箸	八對	
大釜	貳ツ	
銅火覆	三ツ	
火箸	貳對	
火打箱	貳ツ	
御膳荷桶	貳荷	[五六才]
五徳	貳ツ	
十能	貳本	
炭斗	貳ツ	
庖丁	五枚	
俎板	五枚	
手桶	十	
細引	廿五筋	
小桶	五ツ	
半切桶	貳ツ	
番手桶	三拾貳	

寄棟	拾本	
脚立 大小	五脚	[五六之]
階子 大小	五挺	
御紋附大挑灯外箱共	四拾張	
同臺	貳拾八	
御紋附箱挑灯	八帳	
護摩堂御道具		
藥師堂御道具		
觀音堂御道具		
神樂所御道具		
庚申社御道具		
稻荷社御道具		
西御門番所		[五七才]
三道具	貳通	
寄棒	六本	
右者此度		
淑姫君様御宮參御沙汰ニ付、先達而奉願候山王		
御宮御道具帳面之内、右之御品		
御宮參前、御見分之上御修復被	仰付被下	
候様奉願候以上、		

寛政二 庚戌年二月

樹下 内膳正印
觀理院權僧正印

寺社
御奉行所

(白紙)

〔五七ウ〕

(白紙)

〔五八オ〕

(白紙)

〔五八ウ〕

(白紙)

〔五九オ〕

〔五九ウ〕

覚

御神前江掛置候

御正林并鰯口、此節

御宮参掛置可申哉、はつし置可申哉、此段

奉伺候、

御宮参御當日 帰御之後、於幣殿社僧御本地

供執行、社家於拜殿神楽執行仕候、此段奉伺候、

御宮参之節、御宮廻り被遊候事ニ御座候哉、

奉伺候、

萬壽姫君様 御宮参之節者御宮廻り被遊候

様相見申候、

千代姫君様 御宮参之節者御宮廻り之義、疋与

〔六〇オ〕

相知不申候、

万治郎様 御宮参之節者御宮廻り不被遊候、

右之通、留書御座候、

三月

観理院権僧正

覚

来ル廿三日

淑姫君様 御宮参之節、前々之通御玉垣之外

南木戸門鋪物有之候場所、御留守居与同席扣居、

御案内次第幣殿江罷出、御差圖之上、

御輿之上ノ奉幣仕候事ニ御座候、

〔六〇ウ〕

三月

観理院権僧正

覚

淑姫君様 御宮参之節、社僧之儀御宮江相詰、

平伏仕候儀者無之、観理院方江扣居、 帰御以後

御宮江出仕候事ニ御座候、

三月

観理院権僧正

〔六一才〕



覚

来ル廿三日

叔姫君様 御宮參被為濟、 帛御以後社僧、

社家御祈禱神樂、前々之通執行仕候事ニ御座候、

為念申上置候、

三月

観理院権僧正
樹下内膳正

覚

昨日御目附方々山王御境内上下門前之者江被申渡

候者、今般

叔姫君様 御宮參ニ付、拾五以下之男子女子者

不構、拜見仕候様、尤前々之通相心得可申付、御徒目

附被申聞候、依之御届申上候以上、

〔六一才〕

三月廿二日

観理院権僧正
樹下内膳正



私娘久々病氣罷在候処、今朝病死仕候、依之私儀

来ル廿二日迄引籠罷在候間、御届申上置候以上、

三月十三日

樹下内膳正

〔六一才〕

覚



御神酒机

沓脚

但打鋪共

右者来ル廿三日

姫君様 御宮參ニ付御入用之品、先達而奉

願候得共、今以何之御沙汰も無御座候ニ付、猶又奉

窺候、

一 御神酒、御女中方御取斗ニ付、内陣江備難置、外内陣へ

差出置候間、先達而場所、別紙繪圖面差上申候、

一 御神酒外内陣江載置候机之義、實曆十一年

萬壽姫君様 御宮參之節も御新調御座候ニ付、

此節も奉願候、

〔六一才〕

戊三月

観理院権僧正



御正躰

三 躰

右拾五年以前申年御修復御座候得共、古心申候、

一	玉簾	拾枚
一	翠簾	七拾七枚
一	右四年以前未年御修復御座候得共、古 _ウ 相見申候、	
一	唐銅燈籠	壺對
一	右同年御修復御座候得共、古 _ウ 申候、	
一	御長柄鋤之机并金入打鋪共	壺脚
	但 机長サ四尺巾老尺三寸 高サ老尺五寸	
一	右者新規奉願候、	
一	右者此度	
	淑姫君様御宮参御沙汰ニ付、御見分之上御修復被 仰付被下候様奉願候、	
	別當装束僧正衣	
一	鈍色并大五條	老人前
一	縹帽子	老人前
一	刺貫 但ハ _ツ 藤	老人前
一	檜扇子	壺本
一	下着	老人前
	神主装束	
		[六三ウ]

一	衣冠・袍・刺貫、冠纓・掛緒共	老人前
一	檜扇子	壺本
一	下着	老人前
	社僧装束	
一	素絹大五條	拾五人前
一	縹帽子	拾式人前
一	長袴	拾式人前
一	中啓	拾五本
一	下着	拾五人前
	社家装束	
一	布衣・刺貫、烏帽子・掛緒共	九人前
一	中啓	九本
一	下着・熨斗目	九人前
	巫女装束	
一	舞衣皆具、鈴・中啓共	三人前
一	緋縮緬小袖	三人前
		[六四ウ]

右者此度

淑姫君様御宮參御沙汰三付、為御請被 下置
候様奉願候以上、

戊 二月 樹下内膳正
觀理院權僧正

寺社
御奉行所

覚

㊦

淑姫君様 御宮參二付、先達而奉願候御量
之内御出来御座候、此段御届申上候以上、

三月廿二日 樹下内膳正
觀理院權僧正

㊧

淑姫君様 御宮參二付、先達而奉願候御道具之内
御出来之品、神宝方々受取申候、此段御届申上候以上、

三月廿二日 樹下内膳正
觀理院權僧正

[六五才]

㊨ 覚

御神酒載机 一脚
但打敷共

右者、今般
淑姫君様 御宮參二付御新調之品、神宝方々
受取申候、此段御届申上候以上、

三月廿二日 觀理院權僧正

㊩ ス△

淑姫君様 御宮參御規式等、首尾無殘所被為
濟候、依之御注進申上候以上、

三月廿三日 觀理院權僧正
樹下内膳正

㊪

先例
寶曆十二年九月十三日
万壽姫君様御社參二付、左之通御祝義物被進候、

[六六才]

[六五之]

公方様

御臺様

万壽姫君様

右一種一荷宛、從御門主被差上候、此度者延享二年
万次郎様御例相考候得共、記録無御座候ニ付、御差
圖奉願候、

右之通御座候、

三月

佛頂院
願王院

(白紙)

(白紙)

(白紙)

〔六七ウ〕

〔六八オ〕

〔六八ウ〕

注

一才

丹波守

老中 鳥居忠孝 〔寛〕忠意 享保二年生る。十八年七月二十

十八日はじめて有徳院殿〔吉〕悉にまみえたてまつり、十九年十二月十八日從五位下伊賀守に叙任す。二十年六月二十日遺領を繼、元文元年八月十五日はじめて城地にゆくの暇をたまふ。延享四年五月十五日奏者番となり、實曆二年四月二十三日より寺社奉行をかぬ。……十年三月二十二日若年寄にうつり、十一月十九日より西城に勤仕す。十一年惇信院殿〔家〕重藏御により、八月三日職をゆるされ、鷹間に候す。十二年五月二十四日奏者番に列し、寺社奉行をかぬ。……十二月九日孝恭院殿〔家〕治子〔家〕基に附屬せられて、西城の若年寄となる。……五年八月十五日丹波守にあらたむ。八年薨去により、四月十六日今より後若年寄の末に列して其職を助けつとむべきむね仰をかうぶる。天明元年閏五月十一日若年寄となり、九月十八日西城の老職にすすみ、從四位下に昇り、二年三月七日侍從にすすむ。六年閏十月朔日將軍家〔家〕齊本城に入せたまふのとき、したがひたてまつり、老中に列す。……寛政元年四月二日、先に淑姫君生誕のとき其事を沙汰せしにより、時服七領を賜はる。……六年七月十八日……卒す。年七十八。(第九、二九六・七頁)

淑姫

十一代將軍徳川家齊長女。〔徳川諸家系譜〕御名鎮子。寛政元己酉(一七八九)年三月廿五日於御本丸御誕生。御母公御内証之御方〔家〕齊妾平塚氏、於方御方。御褄目御側衆小笠原若狹守〔信〕喜、御矢取御小性小笠原豊後守松平備中守〔信〕成、御篋刀之役

御留守居岡野備中守(知曉、同年閏六月廿七日御色直御著初。同二庚戌年三月廿三日山王御宮参、帰御之節、一橋屋形え御立寄。同年八月十一日、御髪置。八月廿八日尾張大納言宗睦卿嫡孫徳川五郎太殿え御縁組被仰出、同年九月二日右為御祝義惣出仕有之。同年十一月廿八日御台様(家齊室近衛氏)御養被仰出。同五癸丑年六月三日御結納被差上。同六月甲寅年九月二日五郎太殿病氣被差重候二付、御離縁之儀五郎太殿より被申上、同月三日逝去二付御遠慮。同乙卯年十一月五日御紐解。同丙辰年二月五日徳川民[刑]部卿(一橋治国)殿嫡子徳川愷千代殿え御縁組被仰出、同年十一月十五日御結納被為受。右御祝義翌日御本丸・西丸え惣出仕并惣献上有之。寛政九丁巳年八月五日浜御庭え御遊覧。同十戊午年四月十三日愷千代殿事被遊御世話、尾張大納言宗睦卿養子被仰出、尤追而淑姫君様御入輿可被為在旨被仰出。同年十月十三日来年尾張殿館え御入輿可被為在旨被仰出、同十一月己未年四月二日尾張殿え於御座間御対面、同年九月十一日愷千代殿事元服、官位從三位中将二任、尾張中将齊朝ト被改、同年十一月十五日尾張殿館え御入輿御婚姻。同月十九日大奥え御入、中将殿二も御広敷え御出有之。享和元辛酉年正月十三日御入輿相濟候二付而京都え被進物有之、御使高家持参。同年十一月廿三日御鉄持水初。文化六己巳年九月十六日御名被進。同八年辛未年十二月五日御疱瘡御酒湯。同十四丁丑年五月廿九日御逝去。(鳴物十日、普請五日)停止。(御年廿九)。閏六月十九日葬増上寺。……。(第二一八〇・一頁)

一ウ
神保喜内 [寛]長光ながみ 實曆五年九月二十八日はじめて惇信院殿

(家重)に拜謁し、十二年九月二十八日御書院番となり、……。
明和七年四月二十二日家を継(時に三十四歳、采地九百石)。天明元年七月四日御徒の頭に転じ、十二月十六日布衣を着する事をゆるさる。四年四月二十六日御目付にうつり、寛政元年四月六日美濃・伊勢両国川々の普請功なるにより、これを檢せんがため彼地にいたる。二年九月初日小普請奉行にすすみ、十一月二十七日從五位下佐渡守に叙任す。八年二月十三日御普請奉行にうつり、九年八月二十八日御作事奉行に転ず。(第十八、一三一・二頁)

平賀式部少輔 [寛]貞愛まこと 明和五年四月九日はじめて淡明院殿(家治)にまみえたてまつる(時に十歳)。安永二年五月七日御小納戸となり、十二月十六日布衣を着する事をゆるさる。四年三月十日御小性に転じ、……。五年……、十二月十六日從五位下式部少輔に叙任し、……。九年八月二十日家を継。(時に二十三歳、粟米四百俵)天明七年……。八年六月八日御徒の頭となり、九月十日御目付にすすみ、寛政四年三月朔日長崎奉行に転じ、九年十一月二十二日御普請奉行にうつる。(第四一、二四頁)

二才
觀理院權僧正 山王別当

四才
樹下じゆげ内膳正 山王神主 「じゆげ」と読まれているが、大津市の山王七社に、樹下神社がある。

萬次郎 九代將軍徳川家重一男清水徳川重好「徳川家譜」延享

二年二月十五日西の丸にて生る。童名を松平万次郎と申す。同年九月二十五日日本丸にうつり。寶曆三年十二月二十三日賄料三万俵たまはり。同八年十二月朔日將軍家重の命により清水の邸に移るへきむね命せられ。同九年九月二十七日年十五にて元服、將軍の諱字をたまはりて重好となる。この日從三位左近衛權中將に任し宮内卿をかね徳川と稱す。同年十二月十五日清水の邸にうつり住む。同十二年五月十五日領知拾万石たまはり。同年十二月四日兵部卿伏見貞建親王の女(貞子)を迎ふ。天明元年十二月五日參議に任せられ。寛政四年閏二月十三日權中納言に任し清水と稱す。同七年七月八日年五十一にて卒去す。(三二、二〇頁)

五才

願王院 上野執当

長命院 山王社僧

八才

越中守 老中 松平定信 「寛」定信きよのぶ 實は田安宗武卿の七男。

寶曆八年生る。……安永三年三月十五日定邦が養子となり、其女を室とす。四年……閏十二月朔日はじめて浚明院殿(家治)にまみえたてまつり、十五日從五位下上総介に叙任し、五年……三月朔日いとま賜はり、父にかはりて白川におもむく。……天明三年十月十六日封を襲、陸奥・越後兩國のうちをいて十一万石を領し、白川城に住す。十九日越中守にあらため、十二月十八日從四位下に昇る。定信わかく襲

封日淺しといへども、特旨をもつて推叙せらるるところなり。……六月二十三日はじめて城地に行のいとまをたまふ。五年十二月朔日これよりのち定信一代は、登營のとき溜間に候し、月次は黒書院、佳節は白書院にて拝賀すべきむね恩命をかうぶる。これ宝蓮院(宗武卿の簾中)のこひ申さるるによりてなり。……七年六月十九日老職となり、其上首に列し奥の事をかぬ。この日侍從に任ぜらる。七月六日国用の事水野出羽守忠友とともにからふべきむねおほせをかうぶる。九月二十日国用制度のことにより、ことさらに台命あり。……八年三月四日、今より後諸事を輔佐したてまつるべきむねおほせありて、……寛政元年……十二月……二十六日邦国の国用出納の事をつかさどるべきむね台命をかうぶる。二年四月十一日職を辞すといへども、ゆるされず。……三年……四月二十九日定信常に政務繁きにより、今よりのち御名代及び上使をつとむることをゆるさる。……四年四月四日さきに御名代の務をゆるさるといへども、うちうちこふむねあるにより、またこれを命ぜらる。……十月四日奥兼帯のことをゆるさる。……十一月十七日海辺警衛のことを沙汰すべきむねを命ぜらる。……五年三月十三日伊豆・相模・安房・上総・下総、浦々巡見の暇を賜ひ、……七月二十三日しばしば請申むねあるにより、輔佐の任をよび加判の列をゆるされ、少將にすすみ溜詰に列す。定信累年国政を司り、莫大の勤勞御喜色なめならずおぼしめさる。今よりして代々のうち溜詰に補せらるべき家格となされ、かつ月ごとに一兩度奥の御座にめされ、政を談ぜらるるの事あらば、御前ちかくめしよせらるべし、歳首・八朔・佳節・朔望にもまた奥の御座にをいてまみえたてま

つり、よりより老中政事を議するの席に入て御けしきをうかがひたてまつるべきよし特旨をかうぶる。……。(第一、三〇三〜六頁)

佐藤又八郎 御右筆組頭

松平紀伊守 寺社奉行〔寛〕信道のぶみち 寶曆十二年生る。安永七年

十月朔日初めて浚明院殿(家治)に拜謁し、十二月十六日従五位下采女正に叙任す。八年四月五日若狭守に改む。天明元年閏五月二十七日封を襲二十八日紀伊守に改む。七月朔日初めて城地にゆくの暇を賜ふ。八年正月晦日、京師の火災に信道速に封地より馳至り、二条の城を防ぎ、また禁裏を警衛しけるに、……。二月十日老中の奉書来りつぎて青山下野守忠裕と共に禁裏御所方警衛の事を仰蒙る。……。四月十五日奏者番となり、寺社奉行の見習を兼、……。六月二十六日寺社の奉行を兼、……。三年八月十八日卒す。年三十。(第一、一三二・三頁)

一一ウ

專阿弥 同朋衆

周防 寺社奉行 板倉周防守勝政〔寛〕勝政かつまさ 寶曆七年生る。安

永七年二月二十七日勝従が遺領を相続し、備中国のうちにをいて五万石を領し、松山城に住す。四月二十八日はじめて浚明院殿(家治)にまみえたてまつる。八年十二月十六日従五位下左近將監に叙任し、天明四年五月十五日奏者番となり、八年六月二十六日寺社の奉行をかぬ。寛政元年七月十八日

周防守にあらため、二年十一月二十三日將軍家(家吉)をはじめて吹上をいて、訴訟を裁断するをきかせたまふ。勝政もその列にあり。……。十年五月朔日寺社奉行を辞す。(第二、一四五頁)

一三才

尾嶋鍋三郎 御右筆

一三ウ

萬壽姫 十代將軍徳川家治次女〔徳川諸家系譜〕御母公御台所様

(五十宮倫子)。寶曆十一年辛巳八月朔日、於本丸御誕生(御臺目松平隠岐守〔定喬〕、徳刀松平越中守〔定賢〕、御矢取松平備中守〔定静〕、御用掛松平右近將監〔武元〕、参政水野老岐守〔忠見〕、田沼主殿頭〔意次〕等、外略)。七日御名被進。十五日、御七夜御祝。十二月二日、御色直。同十二年壬午九月十三日、山王御宮参、宮内卿〔重好〕殿清水屋形御立寄。明和元年甲申十一月四日、御髮置。同二年乙酉十一月四日、御深曾幾御祝、同五年十戊子三月廿七日、尾張中將治休卿江御縁組(御使松平右近將監・松平周防守)。廿八日、総出仕。四月廿三日、御結納。安永二年癸巳二月廿日、御逝去(鳴物十日、普請五日停止)。廿一日総出仕。三月五日、御出棺、御葬送東叡山。乗台院蓮界宝厳大姉(高殿院殿〔家綱室伏見淺宮顯子〕御別当)、附二百俵。(第三、一二二頁)

大久保對馬守

御留守居〔寛〕教明のりあき 正徳元年七月朔日はじめて文昭院殿(家宣)に拜謁す。(時に十二歳)……。享保九年三月四日遺跡を継、十月九日御使番となり、火事場見廻をかぬ。

十二月十八日布衣を着する事をゆるさる。十八年六月十三日定火消に転じ、元文元年八月二十八日御書院の番頭にすすみ、十二月十六日従五位下對馬守に叙任す。……寛延元年正月十一日大番の頭に転じ、實曆六年十二月二十七日御留守居にうつり、明和元年四月朔日西城の御側にすすみ、四年六月二十七日死す。年六十八。(第十一、三九四頁)

伊丹兵庫頭

御留守居

〔寛〕直賢なほかた

はじめ紀伊家に在いて惇信院殿(家重)の御伽をつとめ、享保元年有徳院殿(吉宗)本城に入

せたまふのときいたがひたてまつり、御家人に列し、七月二十二日御小性となり、廩米三百俵をたまふ。……十一年三月十七日御小納戸にうつり、十二月十六日布衣を着する事をゆるさる。延享二年九月朔日より西城に勤仕し、三年八月四日刑部卿宗尹卿(吉宗子一橋)に附属せられ、用人の上席たるべきむね仰をかうぶり、二百石の加増あり、先の廩米を采地にあらためられ上野国吾妻郡のうちに在いて五百石の地を賜ひ、十月二十日家老にすすみ、十二月十八日従五位下兵庫頭に叙任し、寛延二年正月十五日吾妻郡のうちに在いて五百石を加恩あり、すべて千石を知行す。十二月朔日大目付にうつり、一橋の館の事をもあづかりつとむべき旨仰を蒙る。寶曆七年十月二十八日御留守居に転じ、……。明和三年九月二十四日死す。年七十一。(第二十一、一三六・七頁)

一四才

丸毛中務少輔

御作事奉行

〔寛〕政恭まさむね

享保十八年十二月二十七日遺跡を継、十九年三月十九日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝

謁し、二十年四月九日御小性組の番士となる。元文二年七月

八日より進物の事を役し、閏十一月十八日西城の勤となり、十二月二十五日西城の御小納戸に転じ、この日布衣を着する事をゆるさる。延享二年九月朔日より本城に勤仕し、實曆七年五月二十一日頭取となり、十二月十八日従五位下中務少輔に叙任す。十一年惇信院殿薨御により、八月四日務をゆるされ寄合に列し、九日御目付となり、十二月九日御作事奉行に転ず。明和元年七月二十八日仰をうけたまはりて日光山におもむき、……。三年八月八日死す。年五十二。(第四、四〇頁)

曲淵勝次郎

御目付

〔寛〕景漸かげのぞ

寛保三年十一月三日遺跡を継

(時に十九歳 采地千六百五十石)延享元年三月二十二日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、寛延元年五月十日御小性組の番士に列し、實曆七年七月十八日小十人の頭にすすみ、十二月十八日布衣を着する事をゆるさる。九年正月十五日御目付に転じ、……。明和元年……。閏十二月二十四日より御船手をかぬ。二年十二月七日大坂の町奉行にうつり、十八日従五位下甲斐守に叙任す。六年八月十五日町奉行となり、天明六年……。七年六月朔日西城御留守居に転じ、八年四月六日小普請組の支配にうつり、西城御留守居の次に伺候すべきよし仰下さる。十一月二十四日御勘定奉行に進み、寛政元年……。八年正月二十七日老を告て職を辞するといへども免されず。九年二月十二日御留守居となる。(第三、三三九・四〇頁)

永井伊織

御目付

〔寛〕直令なをよし

享保二年十月九日直允が采地河

内国交野・茨田両郡のうちに在いて千石をわかちたまひ、小

普請となる(時に十歳)。元文二年三月二十三日御書院番に列し、實暦五年正月十一日御使番にうつり、十二月十八日布衣を着することをゆるさる。十年十月十五日御目付に転じ、……。明和二年正月二十八日小普請奉行に転じ、十二月十八日従五位下筑前守に叙任す。五年三月八日西城の御留守居にうつる。天明元年二月八日御旗奉行となり、二年九月八日死す。年七十五。(第十、二八五・六頁)

建部山城守 御廣鋪御用人 「寛」^{ひろたか}廣高 享保十九年十二月七日父が遺跡武藏国埼玉、常陸国真壁両郡のうちにをいて三百石を

わからたまはり、小普請となる。元文元年十一月二十七日西城の一番に列し、五年十一月二十七日西城の御小納戸に転じ、十二月二十一日布衣を着することをゆるさる。實暦十年四月朔日より本城に勤仕し、六月二十三日御廣敷の用人にうつり、その上首に候す。十二月十八日従五位下山城守に叙任し、安永二年五月九日死す。年五十九。(第七、七四・五頁)

新家市正 御廣鋪御用人 「寛」^{のりゆき}孝之 享保五年十二月二十九日遺跡を継、小普請となる。十年七月十一日小次郎君吉宗子田安宗武)の近習番となり、のち田安の館にをいて徒頭をつとめ、

また物頭を歴て用人にすすみ、寛延元年十二月二十一日布衣を着することをゆるさる。實暦八年九月十五日西城御廣敷の用人に転じ、十年四月朔日御廣敷の用人にうつり、十一年十二月十八日従五位下に叙し、市正と称す。明和六年十一月十二日より西城の務となり、加恩ありてすべて廩米二百俵の禄となる。八年正月二十一日死す。年七十八。(第二十二、五三・四頁)

増田佐平次 御量奉行

一四ウ

横澤弥左衛門 神賣方 「寛」^{ひよたか}久忠 寛保元年十一月二十九日御勘定に列し、……。寛延元年十二月三日遺跡を継、二年八月十三日漆奉行となり、十一月九日修理のことを検すべきむねお

ほせをうけて日光山に至る。……。明和三年二月十二日御勘定の組頭に進み、安永四年三月二十一日死す。年五十九。(第二十、三九二・三頁)

安部式部 御目付 「寛」^{のぶゆき}信之 元禄八年九月朔日はじめて常憲院殿(綱吉)に拝謁す時に十歳。實永六年四月六日御小性組の番士となり、……。(享保)九年閏四月二日遺跡を継、十一年七

月朔日より屋敷改をつとめ、十六年八月二十八日組頭にすすみ、十二月二十三日布衣を着することをゆるさる。二十年二月十五日西城の御目付に転じ、延享二年十二月十五日佐渡の奉行となり、實暦二年正月十一日御持筒の頭にうつり、五年六月二十五日死す。年七十。(第六二〇一・二頁)

神尾伊兵衛 御目付 「寛」^{もろゆき}守邦 享保二年六月二十七日遺跡を継、九月二十八日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁し、七年三月

二十八日御書院の番士となり、十一年八月三日より進物のことをつとむ。十三年十月五日西城の御小納戸に転じ、十二月二十二日布衣を着することをゆるされ、元文五年十月二十八日西城の御目付となり、延享四年十二月二十三日大目付にすすみ、この日従五位下伊賀守に叙任し、寛延三年十月十八日

御鎗奉行にうつる。寶曆二年八月二十日死す。年五十三。(第十六、二七・八頁)

鈴木對馬守

奥之衆 「寛」安貞 紀伊家にをいて有徳院殿(吉宗

につかへたてまつり、享保元年本城にうつらせ給ふのときしたがひたてまつり、九月九日御小納戸となり、廩米三百俵をたまひ、十二月十八日布衣を着することをゆるさる。九年

……九月二十一日より二九に勤仕し、のち西城のつとめとなり、二十年九月朔日頭取にすすみ、十二月十六日從五位下

對馬守に叙任す。延享二年九月朔日より本城につとめ、寛延元年二月二十五日西城の御留守居に転じ、寶曆五年正月十一日西城の御旗奉行にうつる。七月二十日死す。年七十三。

……妻は鷲巢淡路守清勝が女。……延享元年十一月十一日御乳附に候すべきむね鈎命あり。二年二月十五日万次郎君(後清水中納言重好卿と称す)生誕のとき御乳附に候し、これより年々誕辰には大典に参りて宴をたまひ、品々の恩賜あり。……。(第二十二、三二〇頁)

日根野織部

奥之衆 「寛」高豊 正徳四年九月二十九日遺跡を継

(時に十五歳)。享保四年十月十八日御書院番となり、十年十二月朔日西城の御小納戸に転じ、十八日布衣を着すことをゆるさる。延享元年十月二日頭取にすすみ、十二月十六日從五位下織部正に叙任す。二年九月朔日西城の勤めとなり、寶

曆十年八月六日御先手弓の頭に転じ、十三年六月十五日御持筒の頭にうつり、九月二十日死す。年六十四。(第十五、三三七頁)

上原与右衛門

奥之衆 「寛」元常 享保五年十二月七日家を繼、

寄合に列す(時に十六歳)。九年九月二十一日二九の御小納戸となり、十二月十九日布衣を着すことをゆるさる。十年六月十九日より西城に候し、延享二年九月朔日より本城に勤仕す。四年九月二十八日頭取となり、十二月十九日從五位下備

後守に叙任し、寶曆元年八月四日死す。年四十七。(第二十二、六〇頁)

嶋

角右衛門 奥之衆 「寛」正備 享保十七年八月二十八日はじ

めて有徳院殿(吉宗)に拝謁す(時に十六歳)。二十年九月十九日御書院番に列し、元文二年十二月二十五日西城の御小納戸となり、この日布衣を着すことをゆるさる。延享二年九月二十五日より本城の勤となる。三年九月三日遺跡を繼、寶曆

十年五月十三日より二九に勤仕し、十一年惇信院殿(家重)薨御により、八月四日務をゆるされ寄合に列し、明和元年二月十五日西城御徒の頭となる。三年十月十三日死す。年五十。(第八、二〇二頁)

大屋頼母

奥之衆 「寛」明薫 享保十年三月二十八日はじめて有

徳院殿(吉宗)に拝謁す(時に十三歳)。十九年三月十三日西城の御小納戸となり、十一月十八日布衣を着すことをゆるさる。延享三年十月二日遺跡を繼、寛延三年五月十三日西城御小納戸の頭取となり、十二月十八日從五位下遠江守に叙任す。寶曆十年五月十三日より本城に勤仕す。……十二年

十月朔日田安の家老となり、下野国都賀郡の内にをいて三百石の地を加へられ、安永四年八月二十日大目付に転ず。……。八年十一月十五日御留守居にうつる。寛政二年十一

一五才

月七日武蔵国入間郡のうちをいて五百石を加増せられ、すべて千五百石を知行す。五年七月二十五日死す。年八十一。(第十九、二四六頁)

岡村弥右衛門

奥之衆 「寛」直昌なおまさ 享保十五年十月二十五日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁す(時に十五歳)。十八年十二月二十七日遺跡を継、小普請となり、十九年三月十三日西城の御小納戸に列し、十二月十八日布衣を着することをゆるさる。

延享二年九月朔日より本城に勤仕し、寶曆十年五月十三日より二丸に候し、十一年博信院殿薨御により八月四日つとめをゆるされ、寄合に列し、安永二年十一月二十九日致仕す。このとき養老の料康米三百俵をたまふ。天明二年八月六日死す。年六十七。(第二十、二九・二〇頁)

山口他之助

奥之衆 「寛」直救なおきう 元文四年六月二十九日御小性組の番士に列し、五年十月二十三日西城の御小納戸にうつり、

十二月二十一日布衣を着することをゆるさる。延享二年九月朔日本城の勤となり、寛延元年十月十八日務を辞し、寄合に列す。二年五月六日父に先だちて死す。年三十一。(第四、三三〇頁)

寺嶋藤兵衛

奥之衆

石渡善次郎

御作事下奉行 「寛」正増まさます 正徳元年十二月十九日遺跡を継、のち御徒目付を歴て御作事の下奉行をつとめ、拝謁

をゆるさる。寛延三年八月十八日班をすすめられて御材木

石奉行となる(康米百五十俵)。寶曆二年九月二十一日死す。年五十九。(第二十二、二四頁)

竹嶋源太夫

御疊奉行 「寛」武嶋茂昭たけしましやう 享保元年八月十九日遺跡

を継、のち表火番をつとめ、其後御徒目付より組頭となる。元文五年閏七月二十一日班をすすめられて御疊奉行となり、延享四年八月十一日さきに御疊蔵より出火せしこと糺明せらるるところ、配下のある年ころ私曲あるの条露頭し、罪科に処せらる。これ茂昭等が心をもちひざるがいたすとこゝろ、不束の至りなりとて小普請に貶し、逼塞せしめられ、十月十三日ゆるさる。寶曆六年十二月二十六日致仕し、十二年正月二十九日死す。年七十一。(第二十二、二七八頁)

一五ウ

民部卿

(二橋)治済 「徳川諸家系譜」宝曆十二年十二月朔日

民部卿、明和元年十一月十一日從三位左近衛權中將、天明元年十二月五日參議、寛政三年三月五日權中納言、同十一年正月廿七日從二位權大納言、文政三年四月廿一日從一位、同八年三月七日准大臣、同十年二月廿日薨。(第三、一七頁)

一七ウ

小川織部

山王社家

二二ウ

丹阿弥

同朋衆

采女

寺社奉行 戸田采女正氏教 「寛」氏教うじのり 實曆四年生る。明

和五年四月氏英が病篤に臨て養子となり、その女を室とし、六月十三日遺領を継、美濃国のうちをいて十万石を領し、大垣の城に住し、代々帝鑑間に候す(時に十五歳)。七月朔日はじめて浚明院殿(家治)にまみえたてまつり、十二月十八日従五位下采女正に叙任す。七年美濃国池田、本巢、大野、不破四郡のうち四万五千五百二十石余の地をあづけらる。安永元年……四年……。十一月二十九日同厚見郡のうちをいて御料の地一万八百七十石余をあづけらる。寛政元年奏者番となり、十一月二十四日寺社奉行をかぬ。二年四月十六日御側用人に進み、十一月十六日老職に補せられ、従四位下に昇る。三年……。十二月十五日侍従に進む。……。五年……。十月朔日翌年九月まで国用出納の事を沙汰すべきむね、仰をかうぶる。……。(第十四、三、七九頁)

二四ウ

成就院 山王社僧

二五オ

千勝主水 山王社家

二五ウ

千代姫 十代將軍徳川家治長女〔徳川諸家系譜〕御母公御簾中様(五十宮倫子)。宝暦六年丙子七月廿一日、於西丸御誕生(御幕目酒井左衛門尉〔忠寄〕、篔刀松平隠岐守〔定喬〕、御矢取酒井撰津守〔忠温〕)。廿七日御名被進。十一月廿二日、御色直。廿三日、御宮参(出火二付御延引)。閏十一月六日、御宮参、堀田相模守(正亮)亭江御立寄。七日、溜詰以下出仕(御取替献上物有之)。

同七年四月十二日、御早世。(鳴物三日停止、普請不苦)。十六日、御出棺、御葬送上野凌雲院、附五十俵。(第三、一三三頁)

鳥居伊賀守

寺社奉行 鳥居伊賀守忠孝〔寛〕^{忠孝} 享保二年生

る。十八年七月二十八日はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえたてまつり、十九年十二月十八日従五位下伊賀守に叙任す。二十年六月二十日遺領を継、元文元年八月十五日はじめて城地にゆくの暇をたまふ。延享四年五月十五日奏者番となり、寶暦二年四月二十三日より寺社奉行をかぬ。……。十年三月二十二日若年寄にうつり、十二月十九日より西城に勤仕す。十一年惇信院殿(家重)薨御により、八月三日職をゆるされ、鷹間に候す。十二年五月二十四日奏者番に列し、寺社奉行をかぬ。……。十二月九日孝恭院殿(家治)子家基に附属せられて、西城の若年寄となる。……。五年八月二十五日丹波守にあらたむ。八年薨去により、四月十六日今より後若年寄の末に列して其職を助けつとむべきむね仰をかうぶる。天明元年閏五月十一日若年寄となり、九月十八日西城の老職にすすみ、従四位下に昇り、二年三月七日侍従にすむ。六年閏十月朔日將軍家(家齊)本城に入せたまふのとき、先にひたてまつり、老中に列す。……。寛政元年四月二日、先に淑姫君生誕のとき其事を沙汰せしにより、時服七領を賜はる。……。六年七月十八日……卒す。年七十八。(第九、二九六、七頁)〔再掲〕

三二ウ

大屋遠江守

〔寛〕^{明憲} 享保十年三月二十八日はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁す(時に十三歳)。十九年三月十三日西城の御小

納戸となり、十二月十八日布衣を着することをゆるさる。延享三年十月二日遺跡を継、寛延三年五月十三日西城御小納戸の頭取となり、十二月十八日従五位下遠江守に叙任す。實曆十年五月十三日より本城に勤仕す。……十二年十月朔日田安の家老となり、下野国都賀郡の内にをいて三百石の地を加へられ、安永四年八月二十日大目付に転ず。……八年十一月十五日御留守居にうつる。寛政二年十一月七日武蔵国入間郡のうちにをいて五百石を加増せられ、すべて千五百五十石を知行す。五年七月二十五日死す。年八十一。(第十九、二四六頁)〔前掲〕

三六才

松平織部正 「寛」^{のりた}乗尹 元文五年四月六日遺跡を継、延享二年五月十九日西城の御書院番に列し、實曆元年五月十二日御小納戸に移り、七月十八日西城に附屬せられ、十二月十八日布衣を着する事を許さる。……十年五月十三日本城に候し、安永四年十一月十九日頭取となり、閏十二月十一日従五位下織部正に叙任す。……天明六年十一月十五日御作事奉行に移り、この日上総国武射郡のうちに於て、三百石を加へられ、都て六百石を知行す。……寛政二年……八月二十七日死す。年六十五。(第一、七三頁)

三六ウ

伊豆守 老中 松平伊豆守信明 「寛」^{のぶあきら}信明 實曆十年生る。明和七年七月十二日遺領を継、三河国渥美、八名、宝飯、額田、加茂、遠江国敷知、城東、近江国浅井、伊香、高嶋十郡のうちにをいて七万石を領し、三河国吉田城に住し、代々鷹間に候す(時

に十一歳)。安永六年三月十九日はじめて凌明院殿(家治)にまみえたてまつり、十二月十八日従五位下伊豆守に叙任す。八年六月十五日はじめて城地にゆくの暇をたまふ。天明四年十月二十四日奏者番となり、八年二月二日御側用人にうつり、四月四日老職にすすみ、なを奥向の事をうけたまはる。五月朔日従四位下に叙す。……十二月十六日侍従にすすむ。寛政元年二月五日御婚禮のことを沙汰せしにより、八丈縞七端をたまはる。……八年二月五日淑姫君(家斉女)嫁娶のこと(尾張齊朝二嫁)をうけたまはるべきむね仰をかうぶる。……九年八月三日国用出納の事をつかさどるべきのむね仰をかうぶる。……九年八月三日国用出納の事をつかさどるべきのむね仰をかうぶる。……(第四、四一〇・一頁)

三七ウ

佛頂院 上野執当

三八才

日光御門主 公延法親王 *

公方様 十一代將軍徳川家斉

御臺様 將軍徳川家斉妻 近衛氏寔子

三八ウ

隨宜樂院宮 公遵法親王 *

新宮 公澄法親王 *

三九才

寺社奉行 松平右京亮輝和(天明四年四月)寛政一〇年(二月)

牧野備前守忠精(天明七年九月)寛政四年(八月)

松平紀伊守信道(天明八年四月)寛政三年(八月)

板倉周防守勝政(天明八年六月)寛政一〇年(五月)

戸田采女正氏教(寛政元年一月)寛政二年(四月)

四四才

備前守 寺社奉行 牧野備前守忠精 「寛」忠精 實曆十年生る。

明和三年八月二十一日遺領を継、越後国のうちをいて七万四千石余を領し、長岡城に住す(時に七歳)。安永元年五月十五日はじめて浚明院殿(家治)に拝謁し、四年閏十二月十一日從五位下備前守に叙任し、七年六月十三日はじめて城地にゆくのとまをたまふ。天明元年四月二十一日奏者番となり、……。七年九月五日寺社奉行の職務を見習ふべきむねおほせを蒙り、十二月二十三日より寺社の奉行をかめ。寛政元年九月八日越後国三嶋・古志二郡の領知を、同国三嶋郡のうちになうつさる。……。四年八月二十八日大坂の城代となり、この日從四位下に昇り、……。十年十二月八日所司代に補せられ、この日侍従にすすむ。(第六、二七一頁)

四四ウ

入戸野十五郎 拂方御納戸組頭 「寛」保直 元文元年十一月四日

遺跡を継(時に十二歳 廩米三百俵。實曆三年九月十二日御

納戸番に列し、明和五年十月二十六日組頭となり、安永五年

四月浚明院殿(家治)日光山にまうでたまふのときしたがひた

四六才

三宅能登守 「寛」康邦 明和元年生る。天明五年九月兄康武が

嗣となり、十一月十二日遺領を継、十五日はじめて浚明院殿

(家治)に拝謁し、十二月十八日從五位下能登守に叙任す。六

年六月二十三日はじめて城地にゆくのとまをたまふ。寛

政四年三月二十三日卒す。年二十九。(第十六、十五)

井伊掃部頭 「寛」直中 實曆十三年生れ、天明七年九月二十五日

嫡子となる。十月十五日はじめて將軍家(家彦)にまみえたてまつり、十一月十五日從四位下侍従に叙任し、玄蕃頭と稱す。寛政元年……。四月十六日遺領を継、近江国大上、愛知、神崎、蒲生、坂田、浅井、伊香、武藏国荏原、多摩、下野国安蘇十郡のうちをいて、三十万石を領し、彦根城に住す。二十一日おほせによりて、掃部頭にあらたむ。二年五月十五日はじめて城地にゆく暇まうすのとき、……。五年十月十三日若君(家慶)はじめて山王社に御詣のとき、直中が邸に渡御あるべきむね、おほせ出され、六年九月十日少將にすすむ。二十七日若君山王社にまうでたまひ、直中が邸にわたらせられ、金重の御刀を拝賜す。このとき家族等まで物をたまふこと旧例のごとし。二十八日この事を謝したてまつるのとき、永国の御刀をたまひ、御台所(近衛氏墓子)よりも老女の奉文をもつて、縮緬十巻をたまふ。八年十月十五日中将に転ず。これ若君御元服のとき、加冠の役を命ぜらるるによりてなり。九年三月朔日御元服のとき、家助の御刀、その余恩賜ありて、

また直中より武器等を献することすべて、前代におなじ。二十八日若君めさせたまふところの御上下をたまふ。……。(第十二、三〇五・六頁)

勝田主計

〔寛〕元休もとよし 天明三年十二月二十七日遺跡を継(時に十七歳 采地千五百石)。寛政元年四月二十六日西城の御書院番に列し、二年四月二日より本城に勤仕す。(第二十一、一二四頁)

小堀土佐守

〔寛〕政明まさあき 實曆六年三月十五日はじめて惇信院殿(家重)に拝謁し、明和四年四月十四日家を継、寄合となる。五年五月十五日定火消となり、十二月十八日布衣を着することゆるさる。八年十月十二日御小性組の番頭に転じ、十二月十八日従五位下下総守に叙任し、安永五年二月二十日西城御書院の番頭にうつり、天明元年十二月二十四日西城の御側にすすみ、六年閏十月朔日より本城に勤仕す。寛政二年十二月二十七日務を辞す。……。三年七月二十七日致仕す。このとき養老の料廩米五百俵をたまふ(時に五十五歳)。(第十八、一一五頁)

四七才

京極備前守

若年寄 〔寛〕高久たかひさ 享保十四年生る。寛保元年十一月五日高長が養子となり、寛延三年十一月朔日はじめて惇信院殿(家重)に拝謁す。明和二年八月八日封を襲、丹後、近江、下総、常陸四国のうちをいて一万千石余を領し、峯山に居し、代々菊間の広縁に候す。十二月十八日従五位下備後守に叙任す。三年六月十三日はじめて領地に行の暇をたまふ。

四七才

右京

寺社奉行 松平右京亮輝和 〔寛〕輝和てるかず 寛延三年生る。安永四年七月五日嫡子となり、十一月十五日はじめて淡明院殿(家治)に拝謁す。閏十二月十一日従五位下美濃守に叙任す。天明元年十一月十一日遺領を継、上野国片岡、群馬、碓氷、那波、緑埜、武蔵国新座、下総国海上、越後国蒲原、摂津国有馬、豊嶋、川辺、河内国茨田十二郡のうちにして八万二千石を領し、上野国高崎城に住し、鷹間に候す。二十三日右京亮にあらたむ。……。二年六月二日撰津国有馬、豊嶋、川辺、河内国茨田四郡のうち一万石の地を旧領越後国蒲原郡のうちにつさる。八月十五日はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。三年九月朔日奏者番となり、四年四月二十六日寺社奉行をかぬ。……。(寛政四年八月十五日従四位下に昇る。十年十二月八日大坂の城代に転ず。)(第五、九頁)

* 橋本 久

「近世の法親王と門跡」『大阪経済法科大学法学研究所紀要』三三三号 一二二～二六頁 参照

解題

本書は、篠山市教育委員会所蔵青山会文庫の『祠部職掌類聚 淑姫君様御宮参一件』(祠部/六二/)である。体裁は、他本と同様である。縦二七・三、横一九・八センチメートルである。題簽は「祠部職掌類聚 淑姫君様御宮参一件」とあるが、小口書には「祠部 淑姫君様御宮参一件 寛政二戌年正月同三月二至」とあり、墨付六七丁、末尾に白紙一丁である。静嘉堂文庫所蔵『祠部職掌雜纂惣目録』では「淑姫君様山王御宮参一件」として、肩書きに朱筆で「松平紀伊守信道留借写」とある。

本書は、内容を検討すると、本件に関する記録が日付順に収められており、しかも記録者は文書の発受に直接関係した人物と考えられる。往復文書の中で、幕府側の人物として最もよく現れるのは、松平紀伊守であり、寛政二年二月ないし三月でこれに相当するのは、寺社奉行形原松平信道である。その視点から、記録を分析すると、同輩に当たる寺社奉行については、いずれも「周防」「采女」「右京などと記し、上司である老中「丹波守殿」「越中守殿」などの表記法とは異なる。さらに、日々の記録法も寺社奉行松平紀伊守を記録主体者とするれば、分かりやすい。少なくとも寺社奉行松平紀伊守の手元で作成された記録である。先に記した静嘉堂文庫所蔵『祠部職掌雜纂惣目録』に見える朱筆の肩書きが示す内容を実証するといえる。ただし、一八・二一丁に淑姫を濟姫と書き誤っている

のは、原本ではなく写本からの更なる写本であるためだろう。同僚であった松平輝和は、この記録を松平信道の手元から借出して写し、『祠部職掌雜纂』の一冊として収めたのであろう。

本書の対象となったのは、本文中の記録から明らかになる、寛政二(二七九〇)年三月二十三日に行われた將軍徳川家斉の息女淑姫の宮参りに関する準備関係を内容とする、同年正月から三月にかけての記録である。宮参りは、子供が生まれてはじめて産土の神に参詣する行事である。將軍家の子供たちは、多く山王の社に参詣した。

続徳川実紀の『文恭院殿御実紀』巻八、寛政二年三月廿三日条には、本件について以下の通り記す。

淑姫君の方、山王社御宮参あり。夫より一橋邸へ立寄せ給ふ。御供の人々并謁見の輩へ饗賜ふ。おなじ事により民部・刑部両卿まうのぼり対面せられ。民部卿の方より御刀備前秀光まいらせらる。宿老はじめ奥の輩へ祝酒。吸物たまふ。

また御先勤供奉の布衣已上以上以下へも饗給ふ。淑姫君より民部・刑部両卿へ鮮鯛を給ふ。小笠原若狭守信喜ちんめん三巻。岡野備中守知曉同じく給ふ。淑姫君より民部卿の方へ銀三十枚。綿三十把。二種一荷。刑部卿の方へ二十枚。一種一荷。御所より民部・刑部両卿の方。好之助。龜之助。輝姫。紀姫へ一種づゝ。臺の上より

民部・刑部両卿へ巻物五。一種づゝ。好之助。龜之助。輝姫。紀姫へ一種づゝ。淑姫君より好之助。龜之助。輝姫。紀姫へ一種づゝなり。また淑姫君より民部・刑部両卿の老女へ銀二枚づゝ。その他銀給ふ事差あり。

なお廿五日条にも、以下の通り記す。

日光両門主使いしして一種づゝをまいらせられ。淑姫君御宮参濟せられしを祝せらる。同じ事も御側をして三卿の方へ鮮鯛をつかはさる。御所より淑姫君へ二種一荷。臺の上へ一種一荷。御臺所より御所へ一種一荷。淑姫君へおなじ。その外三家三卿の方々へも進らせられも若干なり。

いづれも本書に記録してはいない。

これより先、同年正月廿一日条に、以下の記録が見える。目付神保喜内長光。平賀式部少輔貞愛。淑姫君御宮参の事命ぜらる。

いわば、この一件の発端である。

前年の『文恭院殿御実紀』巻六、寛政元年三月廿五日条に淑姫の生誕記事が見られる。

小納戸頭取平塚伊賀守為善が女なりとぞ。

つづいて廿七日条に、

こたび姫君降誕により。高家。普第をはじめ。まうのぼりて祝し奉る。病氣幼少の人々は直月老臣の許へ使出

し。在国在邑の輩は飛札もて同じ事を賀し奉る。三家よりも使して此事祝し奉る。

三月は廿九日で終り、四月朔日条では、

月次の賀例の如し。出仕の輩老臣に謁して退く。御産穢なればなり。

とあるのみだが、御七夜にあたる翌二日の記事が長い。

御産の事奉はりし宿老鳥居丹波守忠意。少老京極備前守高久ともに時服賜はり。暮目篋刀奉はりし御側小笠原若狭守信喜。留守居岡野備中守知暁。矢取小笠原豊後守信成見え奉りて時服銀賜ふ。臺のうへよりも巻物を賜はる。

又松平越中守定信。牧野備後守貞長。鳥居丹波守忠意。松平伊豆守信明。本多弾正大弼忠壽。太田備中守資愛。安藤對馬守信成。青山大膳亮幸完。井伊兵部少輔直明。京極備前守高久。加納遠江守久周。本郷大和守泰行。杉浦出雲守正勝。西郷筑前守員総。松平因幡守康真。小笠原若狭守信喜。小堀土佐守政明。大久保下野守忠恕。小姓組番頭に准じ申次見習ふ平岡美濃守頼長。巻物賜ふ事差あり。

宿老・少老に。臺の上よりも同じ品を下し賜はる。遠江守久周。若狭守信喜へも下さる。

けふ御七夜を祝し日光門跡昆布。溜詰。所司代。城代より使して鮮鯛を捧げ奉る。姫君御かたを淑姫君と御名命ぜらる。御所より淑姫君へ綿五拾把。産衣三重。二種一

荷。臺の上より綿三拾把。産衣二重。一種一荷。蓮光院尼君より産衣一重。一種。三卿。刑部卿の方より同じ。御所より御臺所へ綿三十把。一種一荷。御産婦へ巻物十。銀三十枚。臺の上より御所へ綿三十把。一種一荷御取かはしあり。

しばらくおいて生誕後五カ月目に入った閏六月廿七日条には、色直しの祝に関する記事が見られる。色直しは、出産後百日目に産児の着けた白小袖などを色物に取り替える習俗である。

淑姫君御色直し御祝により。奥勤の輩へ祝酒・吸物を給ひ同じ事も。御所より淑姫君へ二種一荷。臺の上へ種一荷。種姫君。蓮光院尼君へ干鯛。宮内卿。民部卿。慶之丞方。刑部卿・宮内卿簾中。好之助・龜之助両方へ同じ品。御臺所より。御所并淑姫君一種一荷づつ。宮内・民部両卿。慶之丞方。刑部卿・宮内卿簾中。好之助・龜之助両方へ干鯛。淑姫君より。御所へ二種一荷。臺の上。種姫君。蓮光院尼君へ一種一荷。宮内卿。民部卿。慶之丞方。刑部卿・宮内卿簾中。好之助・龜之助両方へ干鯛。御産婦へ一種一荷。蓮光院尼君より御所。臺の上。淑姫君へ鮮鯛。御産婦より淑姫君へ同じ。御所。臺の上。淑姫君へ宮内卿。民部卿。慶之丞方。刑部卿・宮内卿簾中。好之助・龜之助両方より鮮鯛。御所へ種姫君より同じ品御取りかわしあり。淑姫君より宿老。御側用人。少老。御側衆へ鮮鯛を

下さる。

今日とは若干異なる誕生以来の行事の中で、この場合の宮参りは一年後に行われていることに留意しておきたい。本書の記録中に前例としてあげられた幾つかの例も見ておこう。

万次郎とあるのは、八代將軍徳川吉宗の孫、九代將軍家重の次男、十代將軍家治の弟にあたる、のちの清水重好である。生誕は、吉宗の在任中であつた。『有徳院殿御実紀』卷六十一の延享二（一七四五）年二月十五日条には、世子の場合にくらべ、簡単な記事が見える。当日は月次登城の日であつた。

月次なり。（吉宗は）御なやみありて表に出まさず。

右大將殿（家重）にもけさ御子生れ給ふをもて、本城に渡らせ給はず。よて出仕の群臣宿老に謁して退く。

七夜は、二月二十一日条に見える。

西城にて七夜の御祝あり。よて松平左近將監乘邑御使して、御子に備前政光の御刀。左国行の御脇差・産着二襲・二種一荷、右大將殿に綿三十把・二種一荷大納言殿（家治）に二種一荷進らせられ、御部屋のかたに女房御使して、鮮魚一折、御子の生母に銀三十枚・一種を下さる。また松平能登守乘賢に時服二襲、少老水野尙岐守忠定・戸田淡路守氏房に三、御側に一襲賜ふ。西城よりは能登守乘賢もて、儀刀一口・金二枚・二種一荷、大納言殿より二種一荷進らせらる。後閣の御方々、右

衛門督宗武卿・刑部卿宗尹卿よりも、献物そこばくあり。御使みな禄をたまふ。暮目の役内藤越前守信明、篋刀の役市川出雲守清熙は各時ふく一襲、矢取の役内藤民部信庸は巻物二を賜ふ。御子は松平万次郎君と称せらる。少老水野壹岐守忠定御子の御名奉りしにより物たまはる。

誕生の諸儀式にかかわった人々の名は、この記事で判明する。色直しの儀については、五月朔日条に見える。

此日万次郎君色直により、御側小笠原石見守政登して、小袖二襲、二種一荷、右大将殿より三浦肥後守埜次もておなじくつかはされ、大納言殿より水野丹波守分質して一種一荷贈らせらる。御所には右大将殿より一種一荷、大納言殿より鮮鯛、万次郎君より太刀金馬代・縮緬五巻・一種一荷ささげらる。本城より御使みな禄たまはる。

宮参りは、九月四日条に見える。

万次郎君初て山王権現の祠に詣らる。よて俵刀馬代進薦あり。観理院僧正正純、樹下兵部資信に各銀二十枚づつ、社僧・社人等に銀五十枚下さる。其かへさ少老水野壹岐守忠定が邸宅に立よらる。よて忠定に銀五十枚、巻物五、二種一荷、妻に巻物五、干鯛、其子肥前守忠見にもおなじ。娘四人、孫織之助忠廉に巻物たまふ。さて忠定よりも献物ありてかへらせらる。

なおこのあと『惇信院殿御実紀』巻六の延享四年十一月十五日条には髪置の祝いが見える。

万次郎君髪置の嘉儀行はれしにより、大御所(吉宗)に鯛を進らせられ、大納言殿(家治)にも同じ。大御所よりも肴を進らせられ、大納言殿へも同じ。大納言殿寄り奉られ物あり。大御所へも同じまいる。又万次郎君へ大御所、大納言殿よりも各巻物十をつかはさる。よて時服六を少老水野壹岐守忠定にたまひ、万次郎君より銀五十枚、巻物を給ふ。袴着の儀は巻十の寛延二(二七四九)年十一月十五日条である。けふ万次郎君袴著によて大御所に鮮鯛をささげられ、大納言殿へも同じ。大御所・大納言殿よりも進らせられ物同じ。

千代姫は、九代将軍家重の治世、寶曆六(二七五六)年七月二十一日に、世子である大納言家治の長女として、正室五十宮を生母として誕生した。これより先『惇信院殿御実紀』巻二十三の同年三月二十二日条に着帯の記事がある。

簾中御方御着帯により、三家をはじめ布衣以上ことぶき奉る。西城にも同じ。

又御産の時暮目を酒井左衛門尉忠寄に、矢取は其子撰津守忠温、篋刀は松平隠岐守定喬に仰付らる。

この日西尾隠岐守忠尚して大納言殿に二種一荷、簾中御方に綿三十把・二種一荷進らせられ、また三家ならびに松平加賀守重教、松平讚岐守頼恭、井伊掃部頭直幸、酒井讚岐守忠用より、剣をささげて賀したてまつる。

生誕日の記事は、卷二十四の同年七月二十一日条である。

西城にて午の時 簾中御方御産あり。姫君生れさせ給ふ。よりにて布衣以上出仕してことぶき奉り、西城には三家をはじめ各祝し奉る。墓目・篋刀の役、松平隠岐守定番・酒井撰津守忠温はかねて奉はりし事どもつかふまつり、ことはてて外殿にいて、秋元但馬守涼朝に謁してしぞく。又日光門主に銀百枚を贈らせらる。これこたびの御祈ありしをもてなり。

七夜の記事は、贈答記事が豊富である。世子の初子かつ嫡女である。同月二十七日条に見える。

七夜の御祝あり。千代姫君と称し奉る。よて(將軍家重は)西城にわたらせ給ふ。三家をはじめ、溜詰、譜第の輩、高家、雁間詰、奏者番、菊間縁詰父子、布衣以上西城にのぼり賀し奉り、それより本城に登り慶賀を聞えあげ奉る。臥病・幼弱・在封・致仕の輩は飛札ささげ、或は使を奉りてことぶき奉る。西城にては各餅・酒をたまはる。

この御祝により、姫君の御かたにむつぎ三襲・綿百把・二種一荷進らせ給ふ。御使は堀田相模守正亮なり。大納言殿よりも同じ。御使は秋元但馬守涼朝奉はる。簾中御方よりは女房もてむつぎ三襲・綿五十把・二種一荷進る。本城より大納言殿に綿百把・二種一荷を相模守正亮して進らせられ、簾中御方に綿五十把・一種一荷進らせらる。又 大納言殿よりは但馬守涼朝して、御所に巻物三十・二種一荷、簾中御方よりは綿五十

把・二種一荷進らせらる。相模守正亮には 大納言殿より巻物五かつけらる。但馬守涼朝には本城より同じく賜はる。

けふ姫君に十萬石以上産衣一襲・一種一荷、萬石以上産衣一襲・一種。両御所に十萬石以上一種一荷、萬石以上一種、十萬石以上の致仕と世子は御方々に一種づつ。簾中御かたに十萬石以上巻物十・一種一荷、五萬石以上巻物五・一種、萬石以上巻物三・一種たてまつりことぶき奉る。

相模守正亮・酒井左衛門尉忠寄・但馬守涼朝に時ふく十づつたまひ、御側用人大岡出雲守忠光に七たまはりて、御産の事奉はりしを褒せられ、また但馬守涼朝に時服五、少老戸田淡路守氏房・酒井讚岐守忠休には三づつ、西城御側には二づつたまふ。松平隠岐守定番に時服十、酒井撰津守忠温に五賜ひ、御祝の物ささげしことを賞せらる。

さらにけふの御いはひに、大納言殿より宿老に時服五づつ、出雲守忠光に四、少老に三づつ賜ふ。又三家より二種一荷づつささげられ、紀尾両宰相・常陸介重倫朝臣よりは一種一荷づつささげられ、三家簾中よりは一種づつささげらる。

三七夜の祝いは、八月十一日条に見える。

姫君の三七夜御祝あるをもて、溜詰、高家、雁間詰、奏者番、菊間縁詰父子、布衣以上西城にのぼり慶賀し奉り、本城にも祝し奉る。金地院元沓より一種ささげて賀し奉

る。

前後の出産祝記事は省略する。
色直しの祝いは、十一月二十二日条に見える。

千代姫君色直の御祝により、万石以上服ささげてことぶきたてまつる。 両御所より千代姫君に、西尾隠岐守忠尚御使いにて時服三襲・二種一荷、 簾中御方より時服二襲・一荷、万次郎君より時服一襲・一種まいらせらる。 大納言殿に松平右近将監武元して綿百把・二種一荷、簾中御かたに綿五十把・二種一荷まいらせらる。 御使は隠岐守忠尚なり。 大納言殿より秋元但馬守涼朝して巻物二十・二種一荷まいらせ給ひ、簾中御かたに綿五十把・二種一荷進らせらる。 簾中御かたより 両御所に綿三十把・一種一荷ささげ給ふ。万次郎君より姫君に時服一襲・一種、 簾中御方に巻物五・一種を奉らる。三家二種一荷、世子は一種一荷、北方は一種、日門・随門より一種ささげられて賀したてまつられ、松平加賀守重靖一種一荷ささげて賀したてまつる。この佳儀によりてまた右衛門督宗武卿・刑部卿宗尹卿・万次郎君にをのをの一種つかはさる。

宮参りは、閏十一月六日に行われた。記事は同日条に見える。千代姫君山王の社に御参あり。御かへさ堀田相模守正亮が家によらせ給ふ。正亮吉光の御さしぞへをささげたまつる。

翌七日条にその祝いに関する記事が見える。

きふ御官参りありしを賀したてまつりて、溜詰、普第衆、高家、雁間詰、菊間縁詰の輩、布衣以上賀し奉る。老弱・臥病・在封は使ささげ、飛札進らせて祝し奉る。三家ならびに松平加賀守重靖よりも物たてまつる。此事奉はりし堀田相模守正亮に時服十を賜ひ、秋元但馬守涼朝に巻物三賜ふ。

本多伯耆守正珍して千代姫君に巻物十・二種二荷、大納言殿よりも二種一荷、 簾中御方より一種一荷。 姫君より綿二十把・二種二荷奉りたまふ。日門・随門より昆布をささげ奉らる。

しかし千代姫は、翌七(一七五七)年四月十二日早世した。

十代將軍家治の次女である萬壽姫の場合、寶曆十一(一七六一)年八月朔日御台所を母として誕生。おりから祖父家重の葬儀が終る頃であった。徳川実紀『俊明院殿御実紀』巻一の同日条には、次のように記す。

寅のとき 御台所平らかに御産ありて、姫君生れ給ふ。松平隠岐守定喬幕目の役し、松平備中守定静は矢取の役に候し、松平越中守定賢鎧刀を進らす。秋元但馬守涼朝の事を告られ、太田摂津守資俊を御使にて、日光門跡公啓法親王に、白銀百枚進らせらる。兼て御安産の御折ありしをもてなり。日門よりは凌雲院大僧正継天もて賀し奉らる。

三日に家重の忌が終了し、四日条に次の記事が見られる。

三家を初め、群臣出仕して、姫君誕生を賀しまいらす。松平隠岐守定喬・松平備中守定静は酒・吸物を賜ふ。松平越中守定賢は病によりて出仕せず。

命名は七日に行われた。同日条に次のように記す

姫君に御名進らせられて萬壽姫君と名づけ給ふ。群臣みな出仕して賀し奉る。また御産の事にあづかりし人々に賜物あり。

七夜の祝いは十五日に行われた。同日条に、

萬壽姫君七夜の御祝ありて、三家をはじめ、松平越前守重富、溜詰、譜代の輩、高家、雁の間詰、群臣みな宿老に謁して賀す。布衣以上以下当直のかぎり、すべて餅・酒をたまはる。(賜物記事は略す)

親藩の三家・越前家が祝賀する人々の筆頭として記されている。つづいて、

十八日、七夜の御祝として、三家并松平越前守重富に御使ありて、賜はり物あり。

廿二日、姫君三七夜の御祝にて、群臣宿老に謁し賀し奉る。(贈答記事は略す)

宮参りについて、九月四日条に次のような記事がある。

姫君山王の社に御宮参あるべかりしが、さはる事ありてやみしかば、留守居大久保対馬守教明を遣はされ、銀十五枚を備へしむ。松平越中守定賢・松平備中守定静は召されて酒・吸物を賜ふ。松平隠岐守定喬は病によりて出仕

せず。

色直しの祝いが十二月二日に行われた。同日条に、

姫君色直の御祝あり。松平加賀守重教、松平越前守重富、井溜詰、譜代の輩、布衣以上、酒・吸物を賜ふ。(贈答記事は略す)

寶曆十二年二月廿五日条に、改めて宮参りの準備記事がある。

兼ては姫君山王御宮参のとき、田安邸に立よらせたまはらんのだためなりしが、かの邸焼失ければ、あらためて清水の邸に立よらせ給ふべしと仰出さる。

宮参りは、ようやく九月十三日に行われた。同日条に、

姫君山王の社に御詣あり。兼て寺社奉行鳥居伊賀守忠意、留守居大久保対馬守教明、大目付稲垣出羽守正武、目付松平庄九郎忠郷、永井伊織地直令は御先にまかりて迎へ奉り、御供には松平右近将監武元、少老水野老岐守忠見、御側田沼主殿頭意次等陪従し、唐門の内にて笹清めまいらせ、内殿にて観理院権僧正公副御轎の上より幣帛を奉り、銀五十枚進薦せられ、権僧正公副、樹下民部永成には銀三十枚づつ、其他祠官・巫祝等に百枚賜はる。

それより宮内卿(清水)重好卿の邸に過り給ふ。安祥院尼は兼てかしくにおはして待とり聞え給ふ。少老松平撰津守忠恒、留守居伊丹兵庫頭直賢、目付大田三郎兵衛正房、曲淵勝次郎景漸御先に候して迎へ奉り、重好卿には門外迄出むかへらる。(贈答記事は略す)かしくにて御供の人々を饗あり。

けふ紅葉山の御宮に松平和泉守乗祐代参して告祭す。

松平隠岐守定番・松平備中守定静は本城に召て、酒・吸物を賜ふ。御供の人々は本城に帰り入らせ給ひし後同じく賜ふ。安祥院尼よりも清水邸によぎらせ給ひしをかしこみて奉り物あり。御使にも禄たまはる。

重好卿やがて出仕せられ謁見あり。備前助宗の御刀遣はさる。三家よりは使して姫君を賀せらる。

誕生後、一か月ほどのちには計画されていた宮参りが、火事で延引して一年一か月を経て実施されている。

髪置の儀がこの後九月廿九日に行われた。同日条に、

姫君御髪置の儀行はれ、松平加賀守重教、松平越前守重富、溜詰、普代衆父子、高家、雁の間、菊の間詰、奏者番父子、布衣以上賀し奉り、酒・吸物を給ふ。(贈答記事は略す)とある。髪置の儀は、幼児が頭髪をはじめてのばす儀式で、女子は二歳の時、多くは十一月十五日に行つた由である。

萬壽姫の弟にあたる世子竹千代(家基)の場合を見ておこう。誕生は、寶曆十二年十月廿四日である。同日条に、

今朝卯の中刻に女房安産有て若君生れ給ふ。東叡山諸廟には、井上河内守正経。深徳院殿靈牌所にも同じ。増上寺諸廟には、松平右近将監武元をして告られ、池上本門寺御墓は、御側松平肥前守忠根をして告らる。酒井雅楽頭忠恭墓目の役し、酒井備前守忠仰は矢取に候し、松平下総守忠刻篋刀の役す。三家はじめ群臣出仕して、宿老に

謁し慶賀す。けふ若君いよいよ安らかに生立給はん御祈を、日光門主に仰進らせらる。

七夜の祝いは十一月朔日で、命名がなされた。同日条に、若君七夜の御祝あり。黒木書院にて、三家拝謁して賀せられ、万石以上布衣以上、皆出仕して慶賀し、酒・吸物・餅を賜はる。其以下は上直のかぎりなり。諸大名盃台下さる。さて若君は御台所養ひ給ひて御子とせられ、竹千代君と名付させ給ふ。……(膨大な贈答記事は略す)

十三日・十八日・廿二日には誕生祝いの猿樂が行われた。三七夜は十五日である。同日条に、

若君三七夜なれば、三家をはじめ、群臣出仕して慶賀す。色直しは、寶曆十三年二月廿五日である。同日条に、

若君御色直の慶賀あり。三家、普第衆父子、高家、雁の間詰、奏者番父子、番頭、物頭、布衣以上拝謁して後、饗膳を賜はる。(贈答記事は略す)

宮参りは、九月六日である。まず紅葉山の宮に詣てた後、山王の社に詣でている。記事は膨大詳細なので省略する。

これらの宮参りにあつても、同様な準備が周到に行われており、世子となると、前稿にみた將軍の葬儀に準ずるような体制も時にあつたようである。その上で、直接の山王社との折衝は、直接担当者の目付二名が担当寺社奉行と緊密な連絡をとりつつ、取り仕切っていた事が明らかになった。